

教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度 平成 29 年度

守口市教育委員会

平成 30 年 9 月

目次

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに.....	1
①点検・評価の趣旨	
②点検・評価の対象	
③点検・評価の方法	
④点検・評価の構成	
(2) 守口市教育委員会の組織・構成.....	2
①教育委員名簿	
②教育委員会事務局組織の概要	
(3) 守口市教育委員会の活動状況.....	4
①教育委員会会議の開催状況及び審議案件	
②教育委員の活動状況	
③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信	
(4) 平成 29 年度の教育委員会の取組み.....	8
教育委員会の決算・予算	
守口市教育大綱について	
平成 29 年度 めざす守口の教育（概要）	

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針 1】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～.....	14
■学ぶ意欲の向上	■言語活動の充実と言語力の育成
■自学自習力の育成	■支援教育の充実
■幼児教育の充実	

【基本方針 2】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～.....	34
■人権教育の充実	■道徳教育の充実
■生徒指導の充実	■キャリア教育の充実

【基本方針3】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～.....48

■健康・体力づくりの充実

■安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～.....58

■学校経営の改善

■教職員の資質向上・研修の充実

■教育環境の充実

社会教育分野

【基本方針5】

生涯学べる社会をつくる ～生きがいのある地域社会の実現～.....72

■社会教育の振興

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成・公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、次年度以降の教育行政に反映させるものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前項第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

②点検・評価の対象

毎年度、「めざす守口の教育」として教育目標・基本方針及び重点項目を策定し、より効率的な教育行政の推進に努めています。本報告書では、平成29年度に掲げた主な取り組みをもとに、新たに項目立てした教育委員会の取り組みを点検・評価の対象としました。

③点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、基本方針に基づく主な施策・事業の内容とともに、進捗状況を明らかにしたうえで、平成29年度の事務の管理・執行の状況を4段階で評価し、評価の根拠及び今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題については今後の方向性で説明しています。また、点検・評価の客観性を高めるため、学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取組めなかったもの

【学識経験者】

- ・甲子園大学 非常勤講師 島 善信 氏
- ・関西大学 文学部 教育文化専修教授 赤尾 勝己 氏

④点検・評価の構成

点検・評価の構成については、5つの基本方針に分類し、それぞれの重点項目に教育委員会の取組み、評価、評価の根拠、今後の方向性を明記し、できる限り図表及び注釈を付け掲載しました。

また、基本方針ごとに学識経験者の意見・助言を記載しています。

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

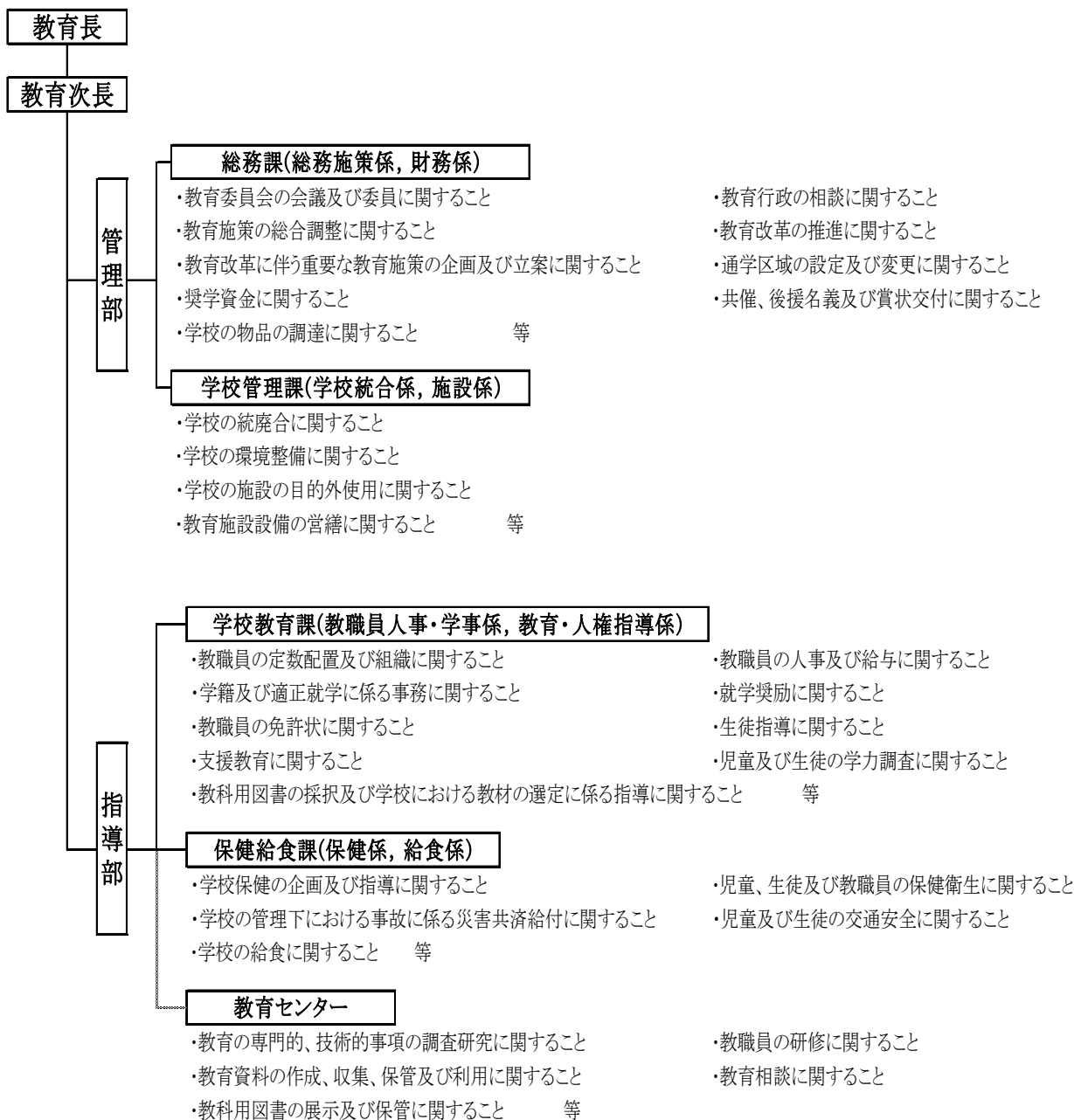
①教育委員名簿（平成29年度末現在）

職名	氏名	教育委員 任期	
教 育 長	首藤 修一	1期	平成23年12月20日～平成25年3月31日
		2期	平成25年4月1日～平成29年3月31日
		3期	平成29年4月1日～平成32年3月31日
教育長職務代理者	渡邊 一郎	1期	平成25年8月2日～平成29年8月1日
		2期	平成29年8月2日～平成33年8月1日
委 員	江端 源治	1期	平成24年3月11日～平成28年3月10日
		2期	平成28年3月11日～平成32年3月10日
委 員	駒田 真由美	1期	平成28年7月7日～平成32年7月6日
委 員	堀 俊一	1期	平成29年9月9日～平成33年9月8日

②平成29年度退任委員

退任時職名	氏名	教育委員 任期	
委 員	橋爪 利明	1期	平成25年9月9日～平成29年6月19日

③ 教育委員会事務局組織の概要(平成29年4月1日現在)



< 学校園数 >

小学校	中学校	義務教育学校	幼稚園
15校	7校	1校	3園

(3) 守口市教育委員会の活動状況

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。平成29年度は定例会のみ、12回開催しました。

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

	開催日 開催会議	審議案件
平成 29 年	4月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦について ・守口市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(案)について ・平成28年度教育費補正予算についての意見 ・平成29年度教育費補正予算についての意見 ・守口市教育委員会事務局職員の人事異動について ・守口市指定文化財保護基準について
	5月22日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度教育費補正予算案についての意見 ・平成30年度使用小学校教科用図書調査員の推薦について ・守口市教育財産の取得の申出について
	6月27日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人守口市文化振興事業団の理事就任について
	7月27日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案 ・平成29年度実施 守口市立学校管理職選考第一次推薦について ・平成30年度使用守口市立学校教科用図書の採択について ・平成30年度使用小学校教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について ・平成30年度使用学校教育法附則第9条による一般図書(拡大教科書)の採択について
	8月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について ・身体事故に係る損害賠償の決定及びこれに伴う和解について
	9月25日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度教育委員会表彰について ・平成29年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて
	10月30日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度教育委員会表彰について

平成 29 年	11月22日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立認定こども園条例の一部を改正する条例案についての意見 ・平成29年度教育費補正予算案についての意見 ・守口市教育財産の取得及び処分の申出について ・守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 ・平成30年度 守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について
	12月19日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度教育に関する予算についての意見案
平成 30 年	1月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市文化財保護審議会委員の委嘱について ・平成30年度全国学力・学習状況調査への参加について
	2月15日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 守口市立学校長等任命の内申案
	3月27日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案 ・守口市立学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則案 ・守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則案 ・守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案 ・守口市教育財産の処分の申出について ・平成30年度「めざす守口の教育」（案）について ・「守口市学力向上プラン」（案）について ・守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則 ・守口市教育委員会事務局職員の人事異動について

※ 定例会・臨時会では、上記議案の審議以外に必要な応じ協議会・懇談会を開催し、学校教育・社会教育に関する意見交換の場を持っています。

②教育長及び教育委員の活動状況

出席日		主な出席行事等
4月	5日	平成29年度市町村教育委員長・教育長会議
	9日	平成29年度守口市スポーツ少年団市長旗野球大会
	14日	大阪府都市教育長協議会平成29年度総会及び4月定例会
	17日	第1回北河内地区教育長協議会・人事協議会
	23日	第49回守口市こどもまつり
	27・28日	平成29年度近畿都市教育長協議会定期総会及び役員会
5月	8日	平成29年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会
	9日	平成29年度守口地区保護司会総会
	11日	守口市PTA協議会決算総会
	14日	第11回守口市だんじり祭
	18日	全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会
	20日	第11回守口門真わんぱく相撲大会
	22日	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会
24日	更生保護女性会平成29年度総会 守口市安全なまちづくり推進協議会臨時会議	
6月	21日	守口市青少年問題協議会事業推進委員会
7月	10・11日	平成29年度北河内地区教育長協議会管外研修会
	14日	いじめ問題対策連絡協議会 平成29年度大阪府都市教育長協議会定例会
	17日	第32回提灯踊大会
	18日	第2回北河内地区教育長協議会
	28日	平成29年度大阪府都市教育長協議会夏季研修会及び定例会
8月	4日	総合教育会議
	19日	こども議会
	20日	平成29年度守口市中学生スポーツ大会
	24日	大阪府都市教育委員会連絡協議会役員会
	25日	大阪府都市教育長協議会役員会及び夏季研修会・定例会
	26日	守口市中部エリアコミュニティセンター竣工記念式典
9月	17日	守口市美術展覧会授賞式
10月	6日	大阪府都市教育長協議会役員会及び10月定例会
	13日	守口地域安全市民大会
	15日	市民文化祭
	21日	第8回守口市読書感想文発表会
	24日	平成29年度近畿市町村教育委員会研修大会

10月	25日	守口市立学校音楽会
	28日	市立八雲中学校 50周年記念式典
11月	1日	市民一般表彰 教育委員会表彰
	5日	第32回守口市民まつり
	6日	大阪府市町村教育委員会研修会
	9日	守口市PTA研究大会全体会
	17日	大阪府都市教育長協議会予算要望説明会
	18日	市中学生スピーチコンテスト
12月	3日	第36回守口市こども会駅伝競走大会
	9日	ヒューマンライツフェスティバル
1月	8日	成人式
	12日	大阪府都市教育長協議会役員会及び定例会
	29日	大阪府都市教育委員会研修会
	30日	第3回北河内地区教育長協議会及び人事協議会
2月	2日	大阪府都市教育長協議会役員会 近畿都市教育長協議会第3回役員会
	6日	第4回北河内地区教育長協議会及び人事協議会
	7日	第40回婦人文化祭
	10日	市立寺方小学校閉校式 市立南小学校閉校式
	17日	市立橋波小学校閉校式
	20日	北河内地区教育委員会委員研修会
	24日	市立三郷小学校閉校式
3月	3日	市立とうこう幼稚園 閉園の集い
	14日	市立中学校卒業式
	17日	市立義務教育学校卒業式
	18日	市立小学校卒業式
	22日	市立幼稚園卒園式
	31日	守口市南部エリアコミュニティセンター完成記念式典

※ 上記以外にも、各種団体によるスポーツ大会や出前授業・表彰式・授業参観・公開授業研究会へ参加しています。

また、守口市立学校園の現状把握等のため、学校訪問・視察を随時実施しています。

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校園の情報等を市民に提供するため、市のホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校園の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

(4) 平成 29 年度の教育委員会の取組み

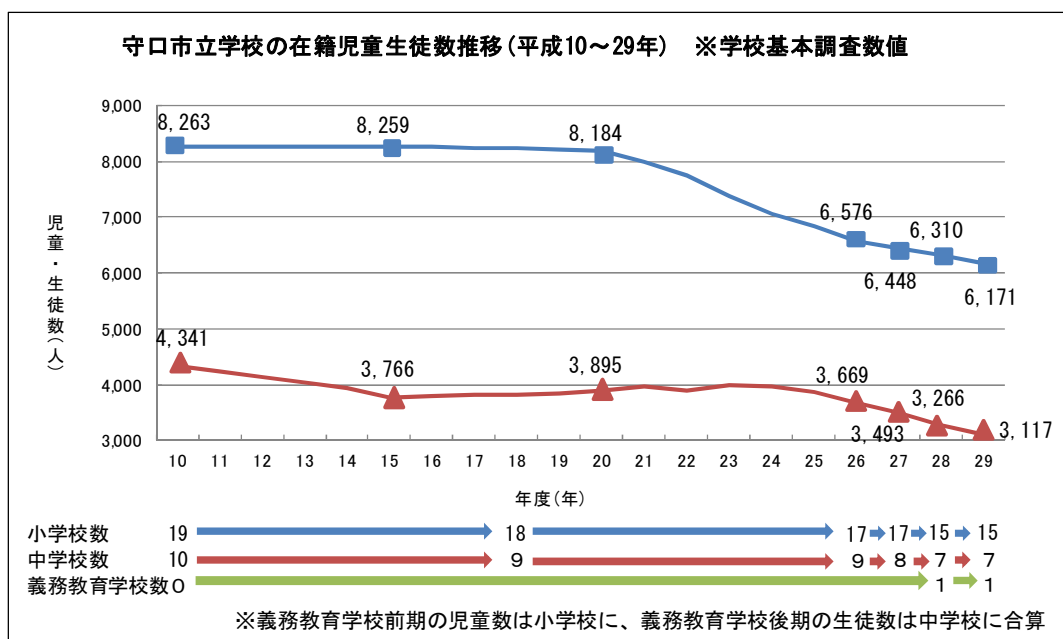
教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育のそれぞれの目標を挙げ、守口の教育を高める努力をしています。

【教育環境の充実】

守口市教育委員会では、児童生徒数の減少に伴う学校の規模適正化や施設の老朽化への対応として、よりよい教育環境を整えるために、平成 24 年 3 月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき学校統合を進め、平成 27 年 4 月に「樟風中学校」、平成 28 年 4 月には本市初の施設一体型小中一貫校の義務教育学校「さつき学園」を開校しました。その後、平成 29 年度においては、次に掲げる3校の開校準備を進め、平成 30 年 4 月に、「よつば小学校」の新校舎供用開始、「寺方南小学校」の開校、また、三郷小学校と橋波小学校の統合校である「さくら小学校」の開校をもって、当基本方針に掲げる5つの統合について、一定の目途がついた状況です。

教育委員会としては、更なる小中一貫教育の推進と、老朽化が進む校舎等への対応が急務となることから、次なる統合を含めた基本方針の改訂と、統合予定校以外の既存校における老朽化への対応と教育諸条件向上の観点から、特別教室の空調設置とトイレ改修を含めた学校施設整備計画の策定に向け検討を進めています。

(1) 守口市立学校の在籍児童生徒数推移状況



(2) 守口市立小・中学校等棟別築年数表

(小学校)

築年数	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
50年超	8棟(14.0%)	10棟(17.5%)	13棟(22.8%)
40年超50年未満	37棟(64.9%)	37棟(65.0%)	36棟(63.2%)
40年未満	12棟(21.1%)	10棟(17.5%)	8棟(14.0%)
合計	57棟	57棟	57棟

(中学校及びさつき学園)

築年数	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
50年超	3棟(10.7%)	3棟(9.6%)	3棟(9.7%)
40年超50年未満	12棟(42.9%)	14棟(45.2%)	15棟(48.4%)
40年未満	13棟(46.4%)	14棟(45.2%)	13棟(41.9%)
合計	28棟	31棟	31棟

※樟風中学校の開校 ※さつき学園の開校

【教育内容の充実】

全中学校区において、本市がめざす「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」の更なる充実を図るため、義務教育学校さつき学園における9年間を見通した教育活動の工夫ある取組みや成果を発信するとともに、さつき学園を研究指定校として学校運営協議会制度導入に向けた研究に取り組んでいます。同時に、確かな学力を育むため、ICT機器の効果的な活用や中学校等への市費教員の配置、家庭学習冊子の配付や民間活力を活用した土曜日学習の試行実施に取り組むなど、学校や家庭における児童・生徒の学習状況の改善に向けた取組みを進めるとともに、各校が新学習指導要領へ円滑に移行できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、新たな教科や領域にかかる教職員研修の実施や教材の整備を進めています。

また、児童・生徒が安全・安心な生活を送ることができるよう、「市いじめ防止基本方針」に基づき関係諸機関との連携を図りながら、いじめ防止等の取組みの充実に取り組んでいます。

【社会教育の充実】

子どもたちの読書活動を推進するため、市内の幼稚園・保育所等で「おはなし会」を開催するとともに、絵本の読み手ボランティアを対象にステップアップ講座を開催し、絵本や手あそびの知識を深めていただき、子どもの心に残る楽しい読み聞かせ会を開催するなど子どもたちが本に触れることのできる機会を増やすことにより、読書活動の普及・啓発に努めていきます。加えて、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づく取組内容を検証しつつ、新たな市民ニーズをも踏まえた次期計画の策定に向け取組むこととしています。

また、市民のライフステージに応じた各種講座をコミュニティセンター等で開催し、社会教育の推進に努めています。

さらに、市民の文化財への愛護意識を高めるため、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、年間を通じた四季折々のイベント開催や文化財の展示を行うとともに、市ホームページや広報誌等で施設のPRを行い、市内に所在している貴重な文化財の持つ魅力・情報を市内外へ発信しています。

教育委員会の決算

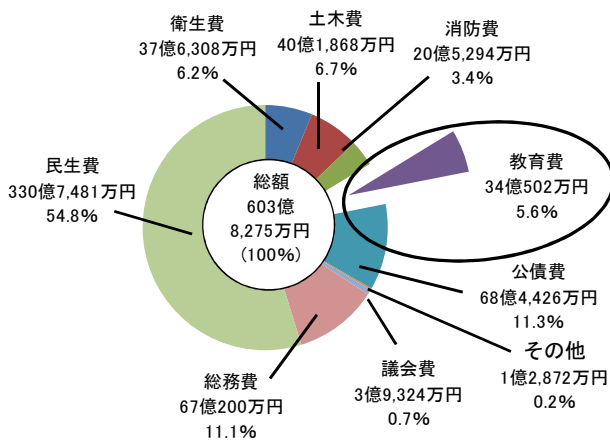
一般会計における過去5年間の決算の総額と教育費の割合の推移

(平成25年度～平成28年度は決算額、平成29年度は決算見込み額)

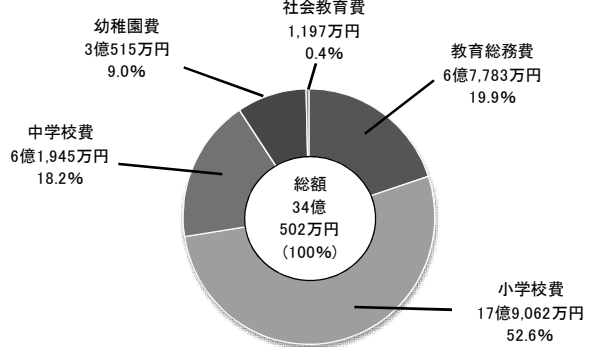
	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度 (決算見込み)
教育費	104億1,916万円	87億6,407万円	89億5,368万円	34億502万円	93億2,602万円
教育費以外※1	488億8,614万円	590億1,410万円	527億4,554万円	569億8,275万円	562億3,875万円
総額	593億530万円	677億7,817万円	616億9,922万円	603億8,275万円	655億6,477万円

※1 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額

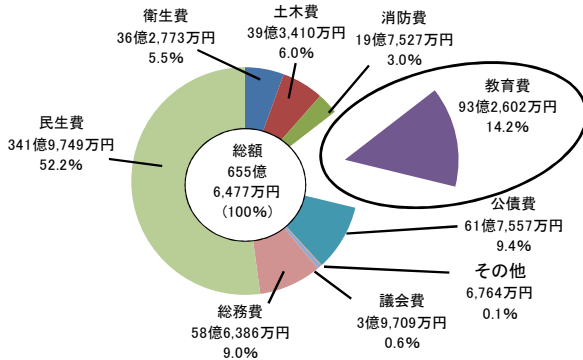
平成28年度一般会計決算の目的別内訳



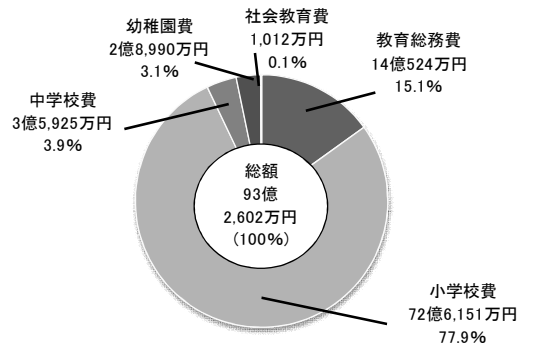
平成28年度教育費決算の目的別内訳



平成29年度一般会計決算(見込み)の目的別内訳



平成29年度教育費決算(見込み)の目的別内訳



※平成29年度教育費決算(見込み)金額増額の主な理由

①教育総務費

- ・学校教育施設整備基金積立金に係る費用の増額があったため。

②小学校費

- ・よつば小学校、寺方南小学校新築工事の2ヶ年目にあたる工事請負費等を計上したため。
- ・よつば小学校、寺方南小学校、さくら小学校の開校に向けた備品購入費、引越業務等に係る事業費を計上したため。
- ・さくら小学校建設に係る実施設計業務委託の事業費を計上したため。

守口市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本市では計4回にわたり総合教育会議において市長と教育委員会が協議を重ね、平成28年8月に「守口市教育大綱」を策定しました。(以下、教育大綱より引用)

1. 大綱の趣旨

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2. 策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において学校教育・社会教育に関する課題を共有しつつ、協議・調整を行い、第五次守口市総合基本計画の基本目標の1つである「学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」、重点分野に掲げる「教育・子育ての充実」を踏まえ、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を基礎に理念及び基本方針を定めることとします。

市長と教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進していくものです。

3. 期間

大綱の期間は、平成31年度末までとします。

4. 現状と課題

知識基盤社会の到来と国際化、情報化の進展など社会が大きく変化する中、核家族化や少子高齢化の進行、また地域内における人と人とのつながりの希薄化など、子ども達を取り巻く環境も大きく変化しています。

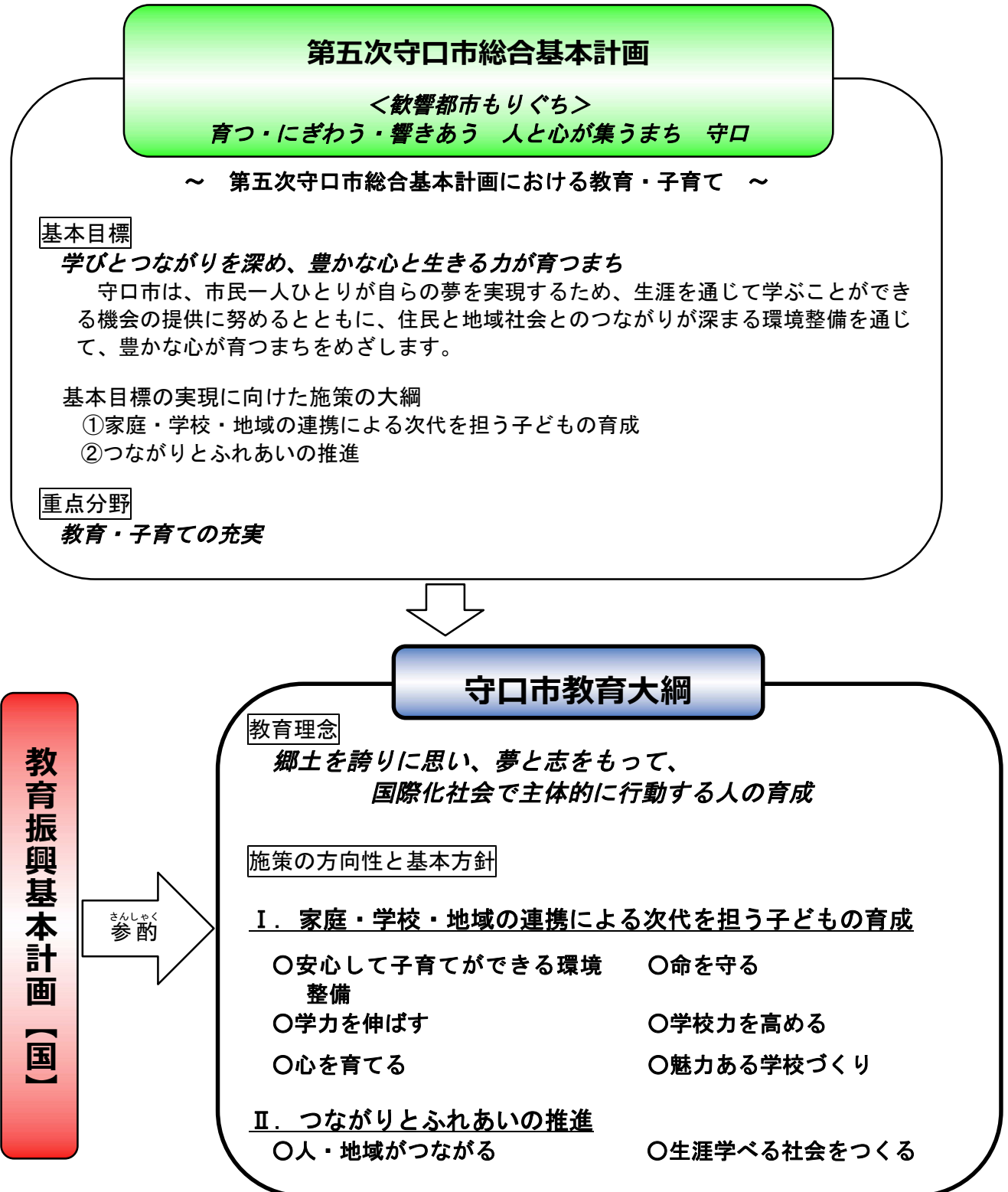
本市においても、子ども達の「学力向上」に向けた取組を進めることはもちろんのこと、児童・生徒数の減少に伴う「学校の小規模化」や「子ども達の安全・安心の確保」、また、不登校や問題行動の増加など、いわゆる「中1ギャップの解消」などが喫緊の課題となっており、これらの課題を解決するために、学校の統合を進めるとともに、義務教育9年を見通した教育目標を掲げ、教職員が地域の子どもの現状を踏まえ、発達段階に応じた指導を行いながら、子どもの豊かな学びをつなぐ小中一貫教育を推進しています。

また、社会教育においては、社会教育法の改正において学校・家庭・地域の連携・協力を促進することが位置づけられ、新たに地域住民の学習の成果を活用する機会の充実や児童生徒の放課後の居場所づくりに関する規定等が追加されました。

学校と地域の連携・協働を推進する体制づくりの取組は、子ども達の教育環境を改善するだけでなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動に参画するなど、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながります。学校では実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流の機会を設けるなど、子ども達に多様な教育メニューを提供することができると考えます。

このため、今後においても、市長部局と教育委員会がしっかりと連携を深め、それぞれの権限と責任に応じた取組を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの豊かな育ちを支える教育コミュニティの形成・充実を図りつつ、今後も変容し続ける社会の中で、子どもが発達段階に応じ「生きる力」を育むために、学校教育・社会教育に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

5.教育大綱の位置づけ



※参酌…他と比べ合わせて参考にすること

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成』

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 学力を伸ばす

- 1 学ぶ意欲の向上
- 2 言語活動の充実と言語力の育成
- 3 自学自習力の育成
- 4 支援教育の充実
- 5 幼児教育の充実

基本方針2 心を育てる

- 6 人権教育の充実
- 7 道徳教育の充実
- 8 生徒指導の充実
- 9 キャリア教育の充実

基本方針3 命を守る

- 10 健康・体力づくりの充実
- 11 安全・安心な環境づくりの推進

基本方針4 学校力を高める

- 12 学校経営の改善
- 13 教職員の資質向上・研修の充実

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

- 14 社会教育の振興

学校
園

家庭
地域

育ちを支える教育コミュニティづくり

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育 基本方針 1	学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～
方針目標	<p>小・中・義務教育学校においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質を養うため「確かな学力」の定着をめざします。そのため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成を進めます。また、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善を進めるとともに、学習規律の育成を図ります。</p>
重点項目	<p>1. 学ぶ意欲の向上 15</p> <p>2. 言語活動の充実と言語力の育成 21</p> <p>3. 自学自習力の育成 25</p> <p>4. 支援教育の充実 27</p> <p>5. 幼児教育の充実 31</p>

(評価の目安)

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	14
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	1
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取組めなかったもの	0

重点項目 1	担当課	
1. 学ぶ意欲の向上	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・学力・学習状況調査等の結果を分析・活用した授業・指導方法の工夫・改善 ・児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくりのための ICT 機器（※1）の効果的な活用の推進 ・学力向上推進教員（※2）を中心とした校内会議や授業研究会等の計画的な実施 		
教育委員会の取組み		評価
1 学力向上に向けた取組み （教育指導事業） 各校で学力向上プランを作成するにあたり、具体的な取組みや評価の妥当性・信頼性を高める方策を示すとともに、作成された内容、実施結果について情報共有を行う。また、学力向上推進教員会議を年3回開催し、各校の事例を情報交換することで、学力向上に向けた校内会議の充実を図る。		○
2 学習意欲を高める授業づくり （教育研究・研修事業） 児童・生徒が主体的に学習に取り組む「学習規律」の確立・育成に向けた校内ルールを作成・活用を進める。その一環として、全校にある ICT 機器の効果的な活用及び、児童・生徒の情報活用能力の育成のため、ICT 研究指定校によるタブレット等を活用した取組みの研究と他校への情報発信を行う。また、全校に学校教育情報化コーディネータ（※3）を派遣し、授業支援や実技研修などを行う。		○
3 授業の工夫・改善 （教育指導事業，教育研究・研修事業） 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するため、学校訪問等を通じて指導助言を行い、各校で実施される校内授業研究会の充実を図る。また、市費教員の活用も図りながら少人数・習熟度別指導等のきめ細やかな指導を行うとともに、授業のユニバーサルデザイン化（※4）を進めるための授業改善研修に組みつつ、児童・生徒が主体的に学習し、理解できる授業をめざす。		○
4 指導方法の工夫・改善 （教職員研修事業，教育研究・研修事業） 確かな学力の定着や、中1ギャップ（※5）解消等のため、小中学校での学習の系統性を踏まえた9年間の学びをつなぐ授業づくりに向け、全中学校区等で実施される合同授業研究会に指導主事が参加し、子どもの学びの過程に視点をおいた指導助言を行う。また、各校で研究テーマに沿った校内授業研究会を計画的に実施することで、校内体制を有効に機能させ、指導方法の工夫・改善を図る。		○
5 夜間学級の充実 （中学校夜間学級調査研究委嘱事業） 多様な学びへの対応が行えるよう、指導主事による指導助言を行いながら、少人数グループによる指導や生徒個々に応じた教材作成の充実を図る。		○

評価の根拠	
○の根拠について	
1	<p>今後求められる資質・能力を踏まえた学力向上の取組みが進められるよう、校長会・学力向上推進教員会議(年3回)での効果的な取組みの情報提供や情報交換、他市への視察訪問を行うことにより、全校においてR-PDCAサイクル(※6)による「学力向上プラン」の検証・改善(年2回)を行い、学力向上推進教員を中心とした授業改善や自学自習力の育成等に向けた組織的な取組みを進めることができた。</p>
2	<p>学習規律の校内ルールの例示や様式を作成・配付することで、全校において校内ルールの明確化が図られた。</p> <p>ICT研究指定校では3教科にて、ICT活用方法について研究授業を含む公開授業研究会を実施した結果、約85名の教職員が参加するとともに、学校教育情報化コーディネータ2名にて年間744回のICT支援を実施し、教員対象のICT教育研修会を年8回実施したことなどにより、児童・生徒から「ICTを使った授業はわかりやすい」という肯定的な回答が約9割となった。</p> <p>また、ICTを活用した授業改善を一層推進するため、小学校全校にタブレットパソコン41台の整備を行った。</p>
3	<p>主体的・対話的で深い学びの視点から、校内研究推進実践協力校で、外部講師を招へいしながら年1回の公開研究授業を実施した結果、のべ80名の教員が参加し、事前学習会、指導案検討、模擬授業等を組織的に行う校内研究体制を広め、授業改善につなげることができた。</p> <p>授業改善推進研修では他府県・他市への学校視察を実施し、のべ約50名の教職員が参加し、校内研究を推進するとともに、指導主事による学校訪問を50回行う中で、授業の振り返りの大切さなどについて指導助言することで、教員も児童・生徒も意識した授業づくりが進んだ。</p> <p>少人数指導については、年度当初に、全担当者を対象とした研修を実施しつつ、指導主事が授業観察及び指導助言を行い充実を図った。</p>
4	<p>4月に各校が作成した校内研究計画書についてヒアリングによるニーズ把握を行い、校内研究会にて指導助言を行うことで、教員の指導方法が工夫され、子どもの「書く力」や「伝える力」の向上が図られた。</p> <p>管理職研修会で、小中一貫教育についてさつき学園での取組みや各校区の工夫ある取組み・成果を共有する中、全中学校区で合同授業研究会を実施するとともに、9年間の学びをつなぐ学習規律の確立等、指導方法の工夫が行われた。</p> <p>また、さつき学園が作成した9年間の算数・数学の年間指導計画を全校で情報共有することで、各校の年間指導計画作成につなげることができた。</p>
5	<p>日本語指導や生徒指導に関する研究を推進しながら、生徒の実態や習熟の程度に応じた少人数学習グループを編成すること等により、外国籍生徒も含めた個々の学習状況に応じた指導が進められた。</p>

今後の方向性

- ◆効果的な取組みを進めている学校の実践を踏まえ「守口市学力向上プラン」の改訂を行い、市内すべての学校において、校内で統一した授業づくりの視点の設定、中学校区等における9年間の系統的な学習規律の明確化とともに、教員相互等による日々の授業の点検及び改善機能を確立し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組みを進める。そのため、各校には改訂の主旨・考えをしっかりと説明し理解を得るとともに、各校が作成する学力向上プランへの指導助言を行う。また、各校の校内授業研究等に指導主事を継続的に参加させることなどにより支援を行っていく。
- ◆児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりと、より効果的な少人数指導の在り方等について適切な指導助言が行えるよう、指導主事を積極的に研究会等に参加させ、指導主事の知識・能力の育成を行い、指導力向上を図る。

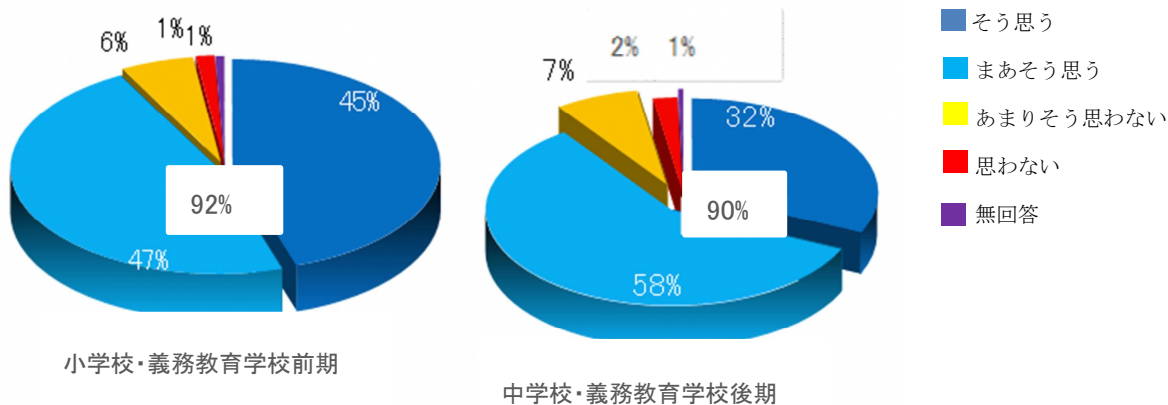
参考となる図表及び注釈

1 学力向上に向けた取組み

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	授業のはじめに目標が示されている		授業の最後に振り返る活動をよく行っている	
	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)
平成 29 年度	84.3%	92.4%	75.1%	70.2%
平成 28 年度	81.7%	86.6%	69.7%	70.1%

2 学習意欲を高める授業づくり

ICTを使った授業は自分たちにとって分かりやすいと思いますか。



3. 授業の工夫・改善

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、 広げたりすることができている。	
	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	63.3%	61.9%
平成 28 年度	58.5%	59.8%
平成 27 年度	56.5%	54.0%

少人数指導の実施による年間時間数 (1校あたり平均)	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	1016.6 時間	1938.0 時間
平成 28 年度	1087.5 時間	2055.9 時間
平成 27 年度	1109.0 時間	2234.5 時間

※少人数指導等を行うための大阪府の加配教員の配置人数が減少する中、平成 27 年度より全中学校及び義務教育学校に市費教員 1 名を配置し、少人数指導等を推進している。

4. 授業改善のための外部講師の招へい及び他府県・他市への学校視察の状況

平成 29 年度授業改善推進研修（全 5 回） 【目的】学校視察等の研修を実施することで、各校の校内研究体制の更なる充実と 教員の授業改善を図る	
6 月 8 日（水）	高槻市立芝生小学校視察（高槻市授業改善推進モデル校指定）
8 月 3 日（木） 4 日（金）	全国国語授業研究大会参加 筑波大学附属小学校
8 月 31 日（木）	中間報告・交流 講演「つながりが子どもを育てる」講師：大阪大学大学院 志水宏吉 教授
1 月 15 日（月）	京都市立下京中学校視察 (京都市教育委員会「学習指導要領の改訂に向けた実践研究事業」指定校) (文部科学省「教科等の本質的な学びを踏まえたアクティブ・ラーニングの 視点からの学習・指導方法の改善に関する実践研究」指定校)
2 月 20 日（火）	成果報告・交流 報告校：守口市立よつば小学校 守口市立錦中学校 講演「新学習指導要領がめざす深い学びと授業改善」 講師：元文部科学省初等中等教育局視学官 田村学氏（國學院大學教授）

5. 中学校夜間学級の充実（それぞれ5月1日現在）

年度	生徒数	内訳	
		日本国籍	外国籍
平成 29 年度	128 人	39 人	89 人
平成 28 年度	128 人	37 人	91 人
平成 27 年度	116 人	37 人	79 人

「学ぶ意欲の向上」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学習支援サポーター	小学校 及び義務教育学校 (前期課程)	放課後学習や授業において児童・生徒の学習支援を行う。 (学生や地域の方等の有償ボランティア)	35 名
少人数指導等加配教員	中学校 及び義務教育学校 (後期課程)	きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。(市費教員)	8 名

※1【ICT機器】:電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと(ICTは、Information and Communication Technology の略)。

※2【学力向上推進教員】:学力向上へ向けた取組みについて、各学校の中心的な役割を担う教員。

※3【学校教育情報化コーディネータ (ICT 支援員)】: ICT 機器を効果的に活用し、「わかりやすい授業」を実現するため、授業準備・操作補助等を行って教員の ICT 活用を支援する人のこと。そのほかに、校務支援、デジタルコンテンツ作成や機器メンテナンス、HP 作成・更新等を行う。

※4【授業のユニバーサルデザイン化】: 学習の手順や、考える視点等を明確に、視覚化して示すなど、授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての子どもが、楽しく「分かる・できる」授業づくりを進めること。

※5【中1ギャップ】: 小学校6年生から中学校1年生への進学の際、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象。

※6【R-PDCA サイクル】: Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research(調査・研究)を加えたもの。



重点項目 2	担当課
2. 言語活動の充実と言語力の育成	学校教育課 教育センター
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・「読む力」「書く力」「伝え合う力」等の言語活動の充実と言語力の育成 ・読書好きの子ども数の増加と読書習慣の定着 ・英語を使ってコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成 	
教育委員会の取組み	評価
<p>6 言語活動の充実と言語力の育成（教育研究・研修事業）</p> <p>研修会、計画訪問等を通じ、すべての授業において「読む」、「書く」、「伝え合う」活動の設定を指導し、児童・生徒の言語力育成を図り、文書表現能力と論理的な思考力や判断力を育成する。また、ペア学習やグループ学習を行い、表現し、発表することのできる総合的な言語力の育成を図っていく。</p>	○
<p>7 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備（読書活動推進支援事業）</p> <p>各中学校区及び義務教育学校に1名の学校司書（※7）を配置し、児童・生徒のニーズに応じた図書整備や休み時間・放課後開放などを行うなど、子どもたちにとって利用しやすくなるよう環境整備を行う。また、児童・生徒が本に親しみを持てるよう、児童・生徒における図書委員会活動の活性化を図りつつ、「読書週間」や「読書量の設定」の取組み、教育委員会主催の読書感想文発表会を実施する。</p>	△
<p>8 英語でコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成 （教育指導事業、小学校英語教育支援員派遣事業）</p> <p>中学校、義務教育学校に5名のAET（※8）を学期ごとの輪番によって派遣するとともに、全小学校、義務教育学校には外国語活動支援員を配置する。また、年1回の全校の外国語担当教員会議を開催し、各校における取組みの共有を図るとともに、教育委員会主催で「英語で遊ぼう」等を開催し、英語教育でのコミュニケーション活動の充実を図る。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
6	<p>各校のすべての授業において、子どもが意識的に書く活動や、ペア学習やグループ学習を取り入れ、子どもが表現し、発表する機会を設けるよう指導した。指導主事が計画訪問や、初任者研修、2年次研修、10年経験者研修の研究授業などで授業参観した際、指導内容を取り入れた授業づくりが行われ、総合的な言語力の育成に向けた取組みが進められた。</p>

8	<p>教員とAET及び外国語活動支援員(※9)による指導体制と、DVD教材「DREAM」の活用に向けた研修・実践により、コミュニケーション活動を軸とした英語、外国語活動の授業を進めた。また、各校の担当者の合同会議や公開授業を3回行い、教員の指導力向上を図るとともに、大阪府の「授業改善推進リーダー研修」への参加者を講師とした研修を3回実施し、オールイングリッシュによる授業づくりの研究を進めた。行事では、「英語で遊ぼう」に加え、新たな「多言語で遊ぼう」を含め、252名の児童が参加した結果、児童からは外国人講師とのコミュニケーションが楽しかったとの意見が多く出されるなど、参加児童の国際理解につなげることができた。</p>
△の根拠について	
7	<p>教員と学校司書及び読書ボランティアが連携しながら、学校図書館(※10)の開放や10月を中心に読書週間の設定、図書委員会等による啓発活動を行うとともに、児童・生徒のニーズにあった図書を購し蔵書整備を行った。また、学校図書負担者会議を学期に1回開催し、各校の取組みを共有するとともに、生涯学習情報センターとの連携を図るなど、児童・生徒の読書習慣の定着、読書環境の充実に取組んだ。しかしながら、学校図書館の毎日開放については、ボランティアの確保等の体制が整わず、全校実施にはいたらなかった。</p> <p>読書感想文発表会では市立学校総応募者数が、4,523通(市立学校総児童生徒数9,126人)と約半数近くとなった。</p>
今後の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ◆「主体的・対話的で深い学び」の研究指定校と市教委が連携して授業づくりを行い、定期的に指定校の授業を公開し、教員の指導力向上を図る。 ◆新学習指導要領の完全実施を見据え、英語教育支援員(AET及び外国語活動支援員)の派遣を継続しつつ、特に教職員研修や授業公開の実施を通して、文部科学省作成の教材とDVD教材「DREAM」を効果的に活用した外国語指導の研究を深める。 ◆学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能をより一層充実させるため、学校図書館の現状を検証しつつ、「学校図書館基本計画」を作成し、取組みを総合的に推進する。 	

参考となる図表及び注釈

6. 言語活動の充実と言語力の育成

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	友達との間で話し合う活動をよく行っている	
	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	80.0%	87.8%
平成 28 年度	81.1%	82.8%
平成 27 年度	79.5%	82.9%

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	国語の授業で意見などを発表するとき、うまく伝わるように話の組み立てを工夫している。	
	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	59.4%	56.4%
平成 28 年度	56.5%	51.6%
平成 27 年度	51.6%	46.6%

7. 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備

毎日学校図書館を開放している学校数	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校及び義務教育学校（前期課程）	6 / 16 校	6 / 16 校
中学校及び義務教育学校（後期課程）	6 / 8 校	6 / 8 校

8. 英語でコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成

「英語で遊ぼう」等行事への 参加児童数	平成 28 年度	平成 29 年度
	258 名	252 名

「言語活動の充実と言語力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学校図書館司書	全校	原則、各中学校区及び義務教育学校に 1 名を配置することにより、教員やボランティア等と連携し、図書館の整備や読書活動の充実に向けた活動を行う。(市費有償ボランティア)	9 名
英語指導助手 (AET)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)	英語を使ったコミュニケーション活動の充実を図るため、教員とともに英語授業の補助を行う。校区内の幼稚園や小学校でも同様の活動を行う。 (市費委託)	5 名

- | |
|--|
| ※7 【学校司書】：平成26年から市費により各中学校区に1名配置。教職員と連携し、学校図書室の図書の管理や図書室の飾りつけなど、魅力的な図書館づくりをめざしている。 |
| ※8 【AET】：Assistant English Teacher の略。本市では中学校の英語科授業等で補助的な役割を担う外国人講師のこと。 |
| ※9 【外国語活動支援員】：小学校の外国語活動で補助的な役割を担う英語が堪能な日本人の支援員。 |
| ※10 【学校図書館】：学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。 |

重点項目 3	担当課
3. 自学自習力の育成	学校教育課
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での生活・学習や読書の習慣を確立するための家庭学習課題の工夫 ・ 家庭での学習を支える規則正しい生活習慣の働きかけ ・ 放課後学習教室での自学自習力育成及び学習のつまずきの解消 	
教育委員会の取組み	評価
9 自学自習力の育成 （教育指導事業） 「家庭学習リーフレット」や自主学習ノートを活用しながら、子どもが自主的に家庭学習を行えるよう、系統的に児童・生徒の発達段階に応じた家庭学習課題の工夫を進めるよう学校を指導・支援していく。	○
10 生活習慣・学習習慣の改善 （教育指導事業，学習支援サポーター事業） 「もりぐちっ子応援プラン」(※11)等のホームページ掲載や、「家庭学習冊子」(※12)等の活用により、生活習慣・学習習慣の確立に向けた啓発を行う。加えて、学習支援サポーター(※13)などによる放課後学習教室の開催や民間活力による土曜日学習を試行実施し、家庭での学習習慣の定着に向けた支援を行う。	○
評価の根拠	
○の根拠について	
9	自学自習力の育成に効果があらわれている市立学校の取組事例をまとめた資料を各学校に配布するなど、児童・生徒の家庭学習習慣の定着のための指導・支援を行う中、「計画を立てて勉強する」「学校の授業の復習をする」の肯定的割合は、小学校等では増加を続けている一方、中学校等ではやや減少となった。
10	小学校等においては、学習支援サポーターの活用による放課後学習教室が定期的実施されるとともに、研究指定校2校における土曜日学習に児童が意欲的に継続して参加する成果も見られた。中学校等においては、市費教員による毎日の補充学習の実施、家庭学習冊子の活用により「平日1時間以上学習している」生徒の割合が年々増加するとともに、日々の点検欄で保護者、教員がその努力を確認し、生徒の励みへとつなげていくサイクルが一定確立した。しかしながら、学習支援サポーターや市費教員等による個別指導を行ってはいないものの、「家で平日・休日にまったく勉強しない」子どもの割合は全国と比較すると改善には至らなかった。
今後の方向性	
◆ 「家で全く勉強しない」生徒の状況を改善するためには、小学校段階から家庭で自主的に学習に取り組む態度を育み、基礎・基本の学力を定着させることが重要であることから、小学校等への学習支援サポーターの派遣、中学校等への市費教員の配置を継続しつつ、懇談会等の機会を活用し保護者の理解を促す。また、家庭学習冊子については、これまでの学力調査で見られた課題に正対した長期休業期間用の冊子に改め、対象学年を小学校等にも拡大し活用することで、学習習慣の定着に向け取り組む。	

参考となる図表及び注釈

9. 自学自習力の育成

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	計画を立てて勉強をする		学校の授業の復習をする	
	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)
平成 29 年度	56.5%	45.7%	42.2%	37.6%
平成 28 年度	52.9%	47.3%	37.6%	41.7%
平成 27 年度	47.3%	43.2%	34.9%	37.3%

10. 家庭学習習慣の確立

全国学力・学習状況調査 児童・生徒の回答	平日に勉強をまったくしない		休日に勉強をまったくしない	
	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)	小学校及び 義務教育学校 (前期課程)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)
平成 29 年度	6.9%	11.0%	21.6%	21.1%
平成 28 年度	8.9%	10.5%	24.7%	20.7%
平成 27 年度	9.0%	10.1%	26.8%	21.2%

「自学自習力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学習支援サポーター	小学校 及び義務教育学校 (前期課程)	放課後学習や授業において児童・生徒の学習支援を行う。 (学生や地域の方等の有償ボランティア)	35名
少人数指導等加配教員	中学校 及び義務教育学校 (後期課程)	きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。 (市費教員)	8名

※11【もりぐちっ子応援プラン】：守口市教育センターホームページに掲載。「自主学習のヒントメニュー」や「学習計画カード」などをダウンロードして活用できる。

※12【家庭学習冊子】：国語、社会、数学、理科、英語の5教科の基礎・基本的な問題で構成し、毎日生徒が2ページを目安に家庭で取り組む学習冊子。年間3冊（各別冊解答つき）に分け、中学校及び義務教育学校後期課程1・2年生の約2,000名を対象に配布を行った。

※13【学習支援サポーター】：児童・生徒の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、小学校等の放課後学習教室や授業などで学習支援を行うサポーター。

重点項目 4	担当課
4. 支援教育の充実	学校教育課
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもたちが、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるような教育の推進 ・ 障がいのある子どもたちの様々な課題に対応できるように、中学校区での連携強化及び教職員の資質向上の推進 ・ 全教職員が一体となった支援教育の推進 	
教育委員会の取組み	評価
11 校内支援体制の確立 （支援教育推進事業） 障がいのある児童・生徒については、保護者の参画をもとに「個別の教育支援計画」(※14)及び「個別の指導計画」(※15)の作成及び活用と引き継ぎを行い、それぞれの障がい種別に応じた指導方法の工夫・改善を行うため、支援教育コーディネーター(※16)を中心とした校内体制を確立するよう学校を指導・支援していく。	○
12 効果的な支援を展開できる教職員の資質向上 （支援教育推進事業） 支援教育コーディネーターや支援学級担任等を対象とした研修の開催や支援教育冊子を全教職員へ配付するとともに、リーディングスタッフ(※17)等による巡回相談(※18)を実施し、個別の児童・生徒に対する支援について助言を行う。	○
13 効果的な指導の推進 （支援教育推進事業） 学校における支援教育の充実を図り、児童・生徒が円滑に学校生活を送れるよう、通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対しては特別支援教育支援員(※19)を配置し、単独で行動するのが困難な児童・生徒に対してはスクールヘルパー(※20)を派遣する。	○
評価の根拠	
○の根拠について	
11	支援学級に在籍するすべての児童・生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用を進めることにより、教職員間での共有化が図られた。また、全校に支援教育コーディネーターを配置し、定期的な会議・研修の実施や専門的な助言等を必要とする児童を対象に巡回相談を活用しながら、校内体制の確立に向けた支援を行うことができた。
12	経験年数の浅い教員が増加傾向であるため、基礎的・実践的な内容を含めた年 10 回の教職員等を対象とした研修等を実施するとともに、全教職員への支援教育冊子の配付、また、リーディングスタッフ等による巡回相談を 31 回実施し、各校における個別の児童・生徒に対する指導の改善を進めることにより、より一層個別のニーズに応じた支援を行うことができた。
13	特別支援教育支援員を活用した校内体制により、通常学級においてより個に応じた支援が進められるとともに、単独で行動が困難な児童・生徒が学校行事等に円滑に参加することができるようスクールヘルパーの派遣を行った。

今後の方向性

- ◆支援教育コーディネーターや支援学級担任等、教職員の支援教育に係るニーズを把握し、個に応じた支援をより計画的に組織的な校内体制によって行えるよう、年間10回の研修会を実施するとともに、経験年数の浅い教員が増加傾向にある中、基礎的な内容の取扱いとともに、より実践的な内容の研修等の実施により、教職員の資質向上を図る。
- ◆校内支援に加えて専門的な助言を必要とする児童・生徒に対し、より効果的な支援ができるよう、市のリーディングスタッフの訪問相談の活用や校内支援委員会の在り方等を含めた校内体制の充実について、学校訪問や研修会等で指導助言していく。
- ◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障がいの有無を問わず、通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒についても、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を進め、特別支援教育支援員、スクールヘルパーの活用、「合理的配慮^(※21)」の実施など、個に応じたより適切な支援が行われるよう、支援体制の充実を図る。

参考となる図表及び注釈

☆支援学級について

それぞれ5月1日現在（学校基本調査調べ）

	小学校及び義務教育学校（前期課程）				中学校及び義務教育学校（後期課程）			
	支援学級数	割合	在籍数	割合	支援学級数	割合	在籍数	割合
平成29年	72学級	27.8%	350人	6.1%	30学級	28.3%	123人	4.2%
平成28年	67学級	24.6%	319人	5.1%	29学級	24.4%	120人	3.7%
平成27年	63学級	22.8%	284人	4.4%	30学級	23.3%	112人	3.2%

※支援学級数の割合は、全学級数を分母として算出

12. 「支援教育の充実」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
特別支援教育支援員	全校	発達障がいのある児童・生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う。（市費有償ボランティア）	36名
スクールヘルパー	必要とする児童・生徒の在籍校	単独で行動することが困難な障がいのある児童・生徒の学校行事等の支援を行う。（市費委託）	24名

※14【個別の教育支援計画】：子どもにかかわる支援者が、情報を共有し、長期的な観点から、支援の目標や内容を明確にするもの。

※15【個別の指導計画】：校内における個別の児童・生徒に応じた指導計画。

※16【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。

※17【リーディングスタッフ】：支援教育の研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員。

※18【巡回相談】：指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童・生徒の指導方法について、各学校園を訪問して、管理職や担任、支援教育コーディネータ、保護者に助言を行う。

※19【特別支援教育支援員】：平成20年度から市費によって配置し、支援学級に通っていないが、発達障がいのある児童・生徒を対象として、学校生活上の介助や学習支援を行う。

※20【スクールヘルパー】：平成11年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童・生徒を対象として、学校行事等において付き添いを行う。

※21【合理的配慮】：障がいのある児童・生徒がともに学ぶために、個別に必要とされる変更や調整。



重点項目 5	担当課	
5. 幼児教育の充実	学校教育課	
目標		
・「幼稚園教育要領」及び守口市「公立幼稚園の運営に係る基本方針」に基づく公立幼稚園教育の充実		
教育委員会の取組み	評価	
14 幼・小・中連携の推進 （教育指導事業） 幼児教育と義務教育の円滑な接続を図るため、給食交流や中学生の職場体験などで、幼児と児童・生徒の交流機会を増やす。	○	
15 幼稚園教諭の指導力向上 （教育研究・研修事業） 認定こども園への移行を踏まえ、教職員を対象とした研修を年4回実施するとともに、すべての幼稚園の園内研修に指導主事を派遣し、保育内容を把握するとともに、指導方法や保育の展開についての指導・助言を行う。	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
14	校長会・園長会等で取組み事例を示す事などにより、全中学校区及び義務教育学校において、幼稚園教員を含めた合同研修を実施した。さらに、全校において、合同避難訓練や学校行事への参加、給食交流、職場体験などにより、公立・私立の幼稚園等の幼児と児童・生徒がふれあう機会を設けることにより、教職員間の相互理解が深まった。	
15	事前にニーズ調査を行い、子ども・子育て支援制度や実技研修等を年4回開催するとともに、各園において年間5回の園内研修が実施され、指導方法の工夫・改善が行われた。研修について市内の保育所や認定こども園、学校等にも広く公開したところ、のべ211名の参加があり、子どもへの関わり方等、具体的な学び等について、各就学前施設の教員等の共通理解が図られた。	
今後の方向性		
<p>◆就学前から義務教育修了までの教育を円滑に接続することができるよう、就学前施設と市立学校の連携状況を把握し、市長部局とさらなる連携を行いながら合同研修会の実施、学校行事等での交流会の開催などが行われるよう助言するとともに、校長会等で効果的な取組み事例を示すなど、幼児教育と義務教育の円滑な接続に努めていく。</p> <p>◆幼児教育が「教育の基礎を培う」という重要性に鑑み、「資質・能力の育成」や「カリキュラム・マネジメント」等について、義務教育との学びの接続の観点も踏まえた研修会を市長部局と連携し実施することにより、教職員の資質向上を図る。</p>		

参考となる図表及び注釈

14. 幼・小・中連携の推進

幼稚園と小中義務教育学校 との交流状況	小学校及び 義務教育学校（前期課程）		中学校及び 義務教育学校（後期課程）	
	校数	回数	校数	回数
平成 29 年度	16 校	35 回	8 校	13 回
平成 28 年度	16 校	28 回	8 校	10 回



幼小中の連携の様子（合同避難訓練 幼と小）



幼小中の連携の様子（職場体験 幼と中）

《学校教育分野 基本方針1に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇学ぶ意欲について「主体的・対話的で深い学び」が実現できるような授業づくりに向けた教員の意識改革を、守口市では比較的早い段階から取り組んでいることは評価できる。今後は、この取り組みをより一層進めるとともに、教員の意識改革が進んでいる学校と遅れている学校の学校間の差をなくすよう学校・教員への働きかけが必要である。
- ◇さつき学園については、守口市の小中一貫の9年間の学びを展開させるパイロット校として明確に位置づけをしていることは評価できる。
- ◇夜間学級との交流について、児童・生徒が学ぶ機会の大切さを見つめ直す場としても、大変貴重である。守口市においては、交流している学校が小学校1校、中学校1校と少ないので、他校においても計画的な交流ができるよう働きかけていくことを期待する。
- ◇ICT機器を活用した授業づくりに力を入れていることは評価できる。ICTの活用については、コンテンツを集め、自身の指導案にまとめ上げていくという個々の教員に高い力量が求められるため、授業のどのタイミングでICTを使用するか等の授業研究が必要である。また、ICTを活用した授業については、学習の定着に役立っているか分析する必要がある。
- ◇言語力の育成については、表記と表音を同時に育成する授業づくりができるよう教員の能力を向上させる取り組みが必要である。
- ◇学校図書館については、調べ学習を支援する取り組みや、読書感想文コンクール等の校内・校外の取り組みを発信するための情報センター的な役割が求められているため、守口市の中学校区に学校司書1名という配置は少なく、充実させる必要がある。
- ◇自学自習力の育成については、子どもたちに自分で課題設定、挑戦をさせることで、分かる・できる喜びを増やしていくことが大切であり、教員にそのことを意識づけしていく必要がある。
- ◇放課後児童クラブと連携することで、学校と別々にしている取り組みに無駄がないかを分析し、検証する必要がある。

学校教育 基本方針 2	心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～
方針目標	<p>すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。</p> <p>この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みを進めます。</p>
重点項目	<p>6. 人権教育の充実 ----- 35</p> <p>7. 道徳教育の充実 ----- 39</p> <p>8. 生徒指導の充実 ----- 41</p> <p>9. キャリア教育の充実 ----- 45</p>

(評価の目安)

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	12
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取組めなかったもの	0

重点項目 6	担当課	
6. 人権教育の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実 ・学校園の教育活動全体を通しての人権意識の醸成と人権教育の充実 		
教育委員会の取組み	評価	
16 人権意識の醸成と教職員の指導力の向上 （人権教育推進事業） 「守口市人権教育基本計画」及び「人権教育推進プラン」に基づき、各校において人権教育の系統的な指導計画を作成し、指導方法を工夫しながら、各校の実態に応じた人権教育を推進する。また、個別的な人権課題をテーマとした教職員対象の研修と保護者、市民対象の研修をそれぞれ開催する。	○	
17 在日外国人教育の推進 （人権教育推進事業） 在日外国人児童・生徒のアイデンティティの育成に寄与するため、各校で実施される在日外国人児童生徒交流会（※22）の活動に講師を派遣するとともに、日本語の理解が困難な児童・生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう自立援助通訳を派遣する。	○	
18 人権侵害事象とセクシュアル・ハラスメントの防止 （教職員資質向上事業） 人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう相談窓口の設置及び周知とともに、セクシュアル・ハラスメント防止を含む、各校で実施される校内研修に指導主事を派遣する。	○	
19 児童虐待への対応 （教育指導事業） 虐待の早期発見及び通告を含めた早期対応等についての教職員研修を行う。また、虐待の疑いのある場合、学校及び関係諸機関との連携を密にし、スクールカウンセラー（※23）等も活用することで、その情報を把握、共有し、迅速に対応するとともに、児童・生徒のケアを行う。	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
16	<p>全校において、さまざまな人権課題（※24）について重点指導月間などを設け人権教育を推進した。また、教職員を対象とした人権教育研修を年3回、保護者、市民を対象に子どもの貧困問題等をテーマとした研修を年4回開催することにより人権意識を高めることができた。</p> <p>教職員研修には全校の人権教育担当者が参加しており、各校で伝達することを必須とし、全教職員での共有に取り組むなどにより、ゲストティーチャーの活用やフィールドワークなど工夫した授業が実施された。</p>	

17	12校で実施された在日外国人児童生徒交流会において、市費派遣講師及び府費民族講師の活用を行い、市及び地域行事への参加も行いながら活動の充実を図った。また、日本語の理解が困難な児童・生徒15名に対し、中国語、ネパール語、タガログ語等の通訳派遣によって学校生活が円滑に送れるよう支援を行った。
18	全校において相談窓口を設置し、ポスターの掲示等により児童・生徒への周知を行った。また、府作成の冊子等を活用しながら、全教職員対象にセクシュアル・ハラスメント防止等の校内研修を実施した。これらの取組みの結果、セクシュアルハラスメント等についての事案は発生しなかった。
19	各校で行われるケース会議や研修会へ指導主事が参加し指導助言を行うことにより、教職員による児童の異変に気づく等の対応力が整ってきた。また、守口市児童虐待防止地域協議会(※25)等、関係機関と情報共有を行った結果、子どもの安心・安全を最優先に対応することができた。 今後もケースが複雑化することも考えられることから、迅速な報告・連絡・相談による法に基づいた虐待通告を徹底するなど、関係機関と連携し、組織として取り組む必要がある。

今後の方向性

- ◆「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」を踏まえつつ、教職員の人権意識の醸成と授業・指導方法の充実を図るため、学校訪問及び研修会等を通して、積極的な指導助言を行う。特に、経験の浅い教職員も増加していることから具体的な事例研究を通す等、取組んでいく必要がある。
- ◆今後も日本語の理解が困難な児童・生徒が増加していき、多言語に対応できる通訳の確保が一層必要となることから、その充実に向け取組んでいく。
- ◆児童・生徒が相談しやすい環境を整えるために、毎年度、教職員対象のカウンセリング研修の開催や、相談窓口の設置などを行うとともに、児童・生徒にも学期毎に複数回の周知を行いつつ、情報の把握と共有化、関係諸機関との連携等により、人権侵害事象への迅速かつ適切な対応が行えるよう取組むとともに、人権侵害事象の初期対応等に係る研修についても校内外において充実を図る。
- ◆児童虐待について、迅速な報告・連絡・相談による法に基づいた虐待通告とともに、福祉機関等と連携した適切な対応が行えるよう、教職員対象の研修会の充実を図る。

参考となる図表及び注釈

16. 人権意識の醸成と教職員の指導力向上

人権教育講座（教職員対象）

開催日	内容	参加者数
6月2日	教材集を活用した人権学習	24名
6月20日	同和問題・部落差別解消に向けた学校教育	24名
2月5日	在日外国人教育の進め方について	22名

ヒューライツセミナー（保護者、市民対象）

開催日	内容	参加者数
11月8日	子どもの貧困の現状とこれから	31名
11月15日	LGBTについて知っていますか？	31名
11月22日	子どもの健やかな成長のために親ができること	32名
11月29日	発達障がいを含め、配慮を要する子どもの支援	51名

17. 在日外国人教育の推進

自立援助通訳を派遣した 児童・生徒数（母国語別）	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	小学校等	中学校等	小学校等	中学校等	小学校等	中学校等
中国語	2人	3人	5人	2人	7人	1人
ウルドゥー語		1人				
ネパール語	2人	1人	2人		1人	3人
パンガシナン語	1人					
ベトナム語	1人		1人		1人	
タガログ語		2人		1人	1人	1人
アラビア語			1人			
計	6人	7人	9人	3人	10人	5人

☆「人権教育の充実」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
自立援助通訳	全校	外国から入学又は編入学した日本語理解が困難な児童・生徒の日本語習得及び学校生活での自立を援助する。（市費有償ボランティア）	15名
在日外国人児童生徒 交流会講師	全校	市主催の行事や民族学級等の活動において、外国にルーツのある児童・生徒に対し、母国の歴史や文化などの指導を行う。（市費有償ボランティア）	8名

19. 児童虐待への対応

学校による児童虐待通告件数		
	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	16 件	10 件
平成 28 年度	22 件	9 件
平成 27 年度	22 件	7 件

（学校における児童虐待対応の流れ）

- 1) 教職員等による子どもの変化への気づき（些細な変化、相談等）
- 2) 教職員等から校長への報告
- 3) 校長が校内チーム会議を招集
- 4) 校内チーム会議で情報共有・対応方針の決定
- 5) 校長から市、子育て支援課又は子ども家庭センターへの通告（確証がなくても）
- 6) 子育て支援課又は子ども家庭センターによる対応方針の決定（直接面会後の一時保護等）
- 7) 関係機関と連携した継続的な支援

※22 【在日外国人児童生徒交流会】：放課後等に、児童・生徒がルーツのある外国の言語や文化等の学習を行う課外活動。平成 29 年度の参加児童・生徒は 55 人であり、韓国・朝鮮や中国のほか、様々な外国にルーツを持つ児童・生徒の参加も増加してきている。平成 29 年度は 12 校にて実施。

※23 【スクールカウンセラー】：全中学校区及び義務教育学校に 1 名配置され、児童・生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

※24 【さまざまな人権課題】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害等の個別的な人権課題。

※25 【守口市児童虐待防止地域協議会】：児童虐待等の要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援を図るために、関係諸機関が連携して、要保護児童及びその保護者に関する情報及び認識を共有し、支援の内容を協議するためのネットワーク。

重点項目 7	担当課	
7. 道徳教育の充実	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成 ・新たな「特別の教科 道徳」の準備及び推進 ・教育活動全体を通しての道徳教育や社会体験、郷土の文化伝統に親しむ活動の充実 		
教育委員会の取組み		評価
20 道徳教育の推進 （教育指導事業） 各校において道徳教育推進教師（※26）を位置づけ、各校で作成する道徳教育の全体計画及び年間指導計画が、学習指導要領で示されている指導内容として適切に計画されているかの確認を行う。また、「特別の教科 道徳」の全面実施を見据え、読み物教材（※27）を活用した創意工夫のある授業が行われるよう、校内研修に指導主事を派遣し指導・助言を行う。		○
21 学校・家庭・地域との連携等の充実 （教育指導事業） 「特別の教科 道徳」の指導や評価について、フォーラムの開催や学校公開等を通して、家庭・地域との連携等の充実を図る。また、「特別の教科 道徳」実践研究協力校を1校指定し、道徳の時間の授業づくり、評価等に関する研究及び実践を行い、市内に研究成果を発信する。		○
22 環境教育、郷土の伝統・文化に関する教育の推進 （教育指導事業） 児童・生徒が、郷土の魅力に触れ、地域の一員としての自覚を持つことができるよう、環境教育や郷土の伝統・文化に関する教育について出前授業を実施する際の知識・技能を持つ人材を紹介、活用する。また、継続して「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集～郷土・守口の歴史～」を配付し活用するなど、地域についての理解を深める授業が展開されるよう指導する。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
20	全校の全体計画等の作成について確認、指導を行った。また、魅力的な読み物教材を活用した創意工夫のある授業づくりを行えるよう、道徳教育推進教師対象の、講師を招聘した継続的な研修の実施や、校内研修等に指導主事を派遣し、教科化となる道徳の指導と評価について指導助言を行い、教職員の資質向上を図った。	
21	平成30年度から小学校等にて「特別の教科 道徳」が全面実施されることを踏まえ、これまでの講演会形式の研修ではなく、さつき学園を実践研究指定校とし、全校の道徳教育推進教師が参加しながら、年5回のより実践的な研究を実施した。また、保護者、地域の方々も参加するフォーラムの開催や学校公開等により、学校・家庭・地域の道徳教育に関して共通理解を図ることができた。	
22	企業や淀川河川事務所等の出前授業を活用した環境教育や、地域の伝統文化に造詣の深い方を講師として招き、和太鼓や茶道等の出前授業を実施するなど、各校で特色ある取組みを実施した。 児童は体験活動等を通して、伝統・文化に興味関心を持つことができた。	

今後の方向性

◆平成 30 年度は小学校・義務教育学校前期課程、また平成 31 年度は中学校・義務教育学校後期課程における「特別の教科 道徳」の全面実施に向け、中学校 1 校を研究指定校とし、授業づくりや評価の研究に加え、授業公開を通して、その成果を各校に広めていく。

参考となる図表及び注釈

※26【道徳教育推進教師】：道徳教育の推進を主に担当する教師として平成 21 年度より置く。各校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校を中心となって道徳教育を推進、充実する教員。

※27【読み物教材】：大阪府教育委員会作成「夢や志をはぐくむ教育」や文部科学省作成「私たちの道徳」等。

重点項目 8	担当課	
8. 生徒指導の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・市・学校いじめ防止基本方針^(※28)等に基づく取組みの推進 ・いじめ・不登校^(※29)の未然防止と早期対応に取組む生徒指導・支援体制の充実 		
教育委員会の取組み		評価
23 不登校対策の推進 （教育指導事業，教育相談事業） 月毎に不登校児童・生徒の状況を把握し、スクールカウンセラーの活用を行う。各校個別のケース会議へスクールソーシャルワーカー ^(※30) の派遣などを行うとともに、福祉部局と連携しながら、不登校状況の改善に努める。また、小学校2校に派遣した教育専門相談員によるアウトリーチ型支援 ^(※31) を行い、不登校状況の改善に努める。		○
24 いじめの未然防止・早期発見 （教育指導事業，教育相談事業） 学校いじめ防止基本方針に基づき、各校のいじめ防止等の取組みを計画的に進めるべく、毎月の生徒指導担当者会議で指導・助言を行うとともに、取組みを効果的かつ円滑に推進していくため、守口市いじめ問題対策連絡協議会の開催等により関係諸機関との連携を図る。また、いじめホットライン等の相談窓口をリーフレットやカード等の配付により児童・生徒、保護者へ周知する。		○
25 児童会・生徒会等の活性化 （教育指導事業） 子どもたちが主体となる活動を行うため、児童会・生徒会の自治的活動の推進や、市の生徒会交流会の活性化を支援する。また、生徒会が参加する守口子ども議会の企画運営に協力する。		○
26 生徒指導体制の充実 （教育指導事業） 児童・生徒の暴力行為等に対して、関係諸機関との連携も含めた毅然とした指導の徹底や、薬物乱用防止教室や非行防止教室、情報モラル教育等の出前授業を実施するとともに、「もりぐち携帯3か条」 ^(※32) に基づき学校への携帯電話等の持ち込みを原則禁止とする取組みを継続する。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
23	全校で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要に応じて活用し、ケース会議を開催しながら、家庭訪問や校内適応指導教室等の取組みを進めた。また、小中合同でのケース会議や福祉部局とのケース会議を開催するなど、不登校対応の強化を図ることにより、小学校、中学校及び義務教育学校において不登校児童生徒数が減少した。さらに、新たな取組みとして小学校2校に教育専門相談員によるアウトリーチ型支援により、対象児童の不登校状況の改善や校内体制の強化が図られた。	

24	<p>各校において、いじめの早期発見と適切な対応が行えるよう、いじめの定義の再確認や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定内容(※33)について、全校の生徒導担当教員等を対象とした研修会を年3回開催した。各校では、研修参加者による校内研修を実施しながら、アンケートの実施や集団づくりを計画的に取組みつつ、定期的にいじめ対応の確認等を実施した。積極的にいじめの発見に努めたことにより認知件数は増加しているが、重大事態に至ることはなかった。また、守口市いじめ問題対策連絡協議会を年3回開催し、関係機関との連携強化を図った。</p>
25	<p>各中学校区及び義務教育学校では、合同行事や地域清掃など協同の取組みが進められた。また、生徒会交流会の開催、府主催の生徒会サミットへの参加や、守口子ども議会の運営等への支援を行う中、参加した代表生徒等は、自校の生徒会活動に活かすことができないかとの視点をもって積極的な意見交流を行った。</p>
26	<p>5つのレベル分けをして対応を示した「問題行動への対応について」をもとに、各校においては、関係機関との連携を図る等、毅然とした適切な指導を行うことができた。また、未然防止等に向け、全校において関係機関と連携した非行防止にかかる出前教室を開催するとともに、携帯電話等の持ち込みを原則禁止するルールの徹底を図る中、生徒会が主体的に中学校区としてのスマートフォン等の使用ルールを定め、アンケートの実施により浸透状況を確認するといった取組みも見られた。</p>
<p>今後の方向性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童・生徒が自分自身を肯定的にまた価値あるものとして捉え、充実した学校生活を送ることができるよう、児童・生徒の意識調査を定期的の実施し状況把握及び分析を行いながら、学校行事や集団づくり、児童会・生徒会活動等の取組みを充実させ、いじめ・不登校等の未然防止に努める。 ◆学校からの月毎の報告によって継続的な不登校児童・生徒の状況把握を行い、定期的開催されるケース会議に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣するとともに、アウトリーチ型支援を継続しつつ、保護者との密な連携を行いながら不登校状況の改善を図る。 ◆いじめ防止については、各校において、学校いじめ防止基本方針に基づいた迅速かつ適切な対応が行えるよう、校長会や生徒指導担当教員会議等を通じて、定期的な指示伝達を実施していく。 	

参考となる図表及び注釈

23. 不登校対策の推進（不登校児童・生徒数）

	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	35 名	129 名
平成 28 年度	42 名	138 名
平成 27 年度	41 名	150 名

☆適応指導教室入室中 3 生の進路状況

	高校等へ進学した割合
平成 29 年度	100%
平成 28 年度	100%
平成 27 年度	100%

24. いじめの未然防止・早期発見（いじめの認知件数、〈 〉は解消件数）

	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	85 件 〈56 件〉	32 件 〈23 件〉
平成 28 年度	26 件 〈20 件〉	16 件 〈12 件〉
平成 27 年度	12 件 〈12 件〉	17 件 〈16 件〉

※迅速な対応による早期解決を行うため、教職員に対して「いじめ防止対策推進法」で示されている定義の再確認を徹底することを図っていることから、認知件数が増加している状況である。また、平成 28 年度以降、いじめの解消については 3 ヶ月の見守り後に判断している。

26. 平成 29 年度生徒指導事案の発生状況【（ ）内は平成 28 年度】

	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
対教師暴力	8 件 (9) 件	5 件 (9) 件
児童・生徒間暴力	21 件 (32) 件	53 件 (57) 件
窃盗行為	86 件 (54) 件	24 件 (16) 件
不良行為	21 件 (11) 件	35 件 (43) 件

※28【市・学校いじめ防止基本方針】：いじめ防止対策推進法を受け、市・学校が実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。

※29【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

※30 【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童・生徒に関する状況把握をし、ケース会議等により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※31 【アウトリーチ型支援】：福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービス等の意味で多用される。ここでは、教育専門相談員が児童宅へ出向いて、心理的なケアとともに、必要とされる支援に取り組むこと。

※32 【もりぐち携帯3か条】：平成21年1月、守口市教育委員会・守口市小中学校生活指導研究協議会・守口市PTA協議会・守口警察署により作成。内容は①学校には持って行かない行かさない②家庭でルールを決めましょう③フィルタリングを徹底しよう の3か条。

※33 【いじめの防止等のための基本的な方針の改訂内容】：平成29年3月改訂。少なくとも3ヶ月間を目安として、いじめに係る行為が止んでおり、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことをいじめ解消の要件とすることや、他の業務に優先して即日いじめ対応を行うこと等が明記された。

重点項目 9	担当課	
9. キャリア教育の充実	学校教育課	
目的		
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育（※34）の推進 ・発達段階に応じた一貫した指導の展開 		
教育委員会の取組み	評価	
<p>27 キャリア教育の充実（教育指導事業）</p> <p>発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、中学校区としてのキャリア教育全体計画を作成し取組みを推進する。また、児童・生徒が主体的に自分の進路を選択する能力・態度を育成するため、進路情報について、学校と連絡を密に行いながら情報提供を行う。</p>	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
27	<p>全中学校区及び義務教育学校でキャリア教育全体計画を作成し、小学校及び義務教育学校前期課程では職場訪問、中学校及び義務教育学校後期課程では職場体験を含め、系統的な教育活動全体の取組みが進められた。また、年 14 回開催された守口市進路指導委員会に指導主事が参加し最新の情報提供を行うとともに、同委員会作成の「進路のてびき」を全生徒に配付し、円滑な進路指導を行うことができた。</p>	
今後の方向性		
<p>◆各校のキャリア教育担当者への研修を実施し、市内外の効果的な取組みを情報共有するとともに、少子高齢化や人工知能の発達等による予測困難な時代を児童・生徒が主体的に生きていくことができるよう、中学校区のキャリア教育全体計画における系統的な計画のもと、指導を展開しつつ、各校での取組みの検証・研究を一層進めていく。</p> <p>加えて、進路指導にあたっては、「進路のてびき」を活用するとともに、大阪府の動向に注視しつつ、中学校進路指導委員会に指導主事が参加するなど、最新の情報を速やかに提供することにより、学校・生徒・保護者が安心して主体的に進路決定ができるよう引き続き努める。</p>		
参考となる図表及び注釈		
<p>※34【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。</p>		

《学校教育分野 基本方針2に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇様々な人権課題の法整備について記載があり、教育委員会として認識していることについて評価できる。教員・子どもたちが、発達障害、LGBTなど性的マイノリティに関する理解を深め、インクルーシブ的な学校づくりが必要である。
- ◇子どもの貧困については、人権課題かつ社会責任でもあるので、個々の取組みが引き続き進められるよう期待する。
- ◇児童虐待の通告件数は多いが、解決するためのシステムネットワークが構築され整備されているのは評価できる。
- ◇道徳教育については、指導方法、評価方法等各学校に委ねるのではなく、教育委員会が指導・助言・援助機能を発揮し主体となって取組んでもらいたい。
- ◇生徒指導については、不登校対策として新たにアウトリーチ型の支援を行うなど積極的に問題を捉えて解決しようとしており、評価できる。
- ◇いじめ問題については、全国的にも厳しい事案が発生している状況であるため、いつ重大な事案が発生するか分からないという緊張感をもって取組んでもらいたい。守口市においては、現在落ち着いて教育活動ができる状態に好転してきているので、この機会にいじめ問題に対して理解を深める取組みを進められたい。
- ◇キャリア教育については、単に高校等進学のためのものではなく、豊かな人生を設計するという意味合いが強い。教育委員会において、学校が必要としている情報等を整理し、各学校に発信する必要がある。



学校教育 基本方針 3	命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～
方針目標	<p>子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されています。また、学校園の内外における事故や事件、災害や不審者等から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。中学校区で連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みを進め、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。</p>
重点項目	<p>10. 健康・体力づくりの充実 49</p> <p>11. 安全・安心な環境づくりの推進 53</p>

(評価の目安)

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	5
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取組めなかったもの	0

重点項目 10	担当課	
10. 健康・体力づくりの充実	学校教育課 保健給食課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校園の教育活動全体を通しての健康の保持・増進及び体力の向上 ・ 子どもたちの健康と体力づくりの推進 		
教育委員会の取組み		評価
28 体力・運動能力、運動習慣の向上 （教育指導事業，教育研究・研修事業） 各校で「体力向上プラン」を策定し、具体的な取組みを推進する。武道が必修化されていることから、指導等における安全確保を徹底する。また、人材バンク等の外部人材を活用しながら部活動指導の充実を図るとともに、運動習慣の向上のため適切な休養日の設定等に取り組む。		○
29 食育の推進 （教育指導事業） 児童・生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通して自らの健康管理が行えるよう、食に関する全体計画・年間指導計画を作成し、指導目標を明確にして取組みを進める。		○
30 感染症等の予防・対応の確立 （学校保健安全事業） 関係機関と連携を図りつつ、インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染症の防止のため、予防の指導を徹底するとともに、発生時に緊急対応できるように、家庭用塩素系漂白剤・マスク・エプロン・使い捨て手袋を各校に常備する。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
28	全校で「体力向上プラン」を作成し、授業のみならず、各種運動の強調月間の設定や休み時間の外遊びの奨励など、授業以外の時間における具体的な取組みが行われた。さらに、体育的行事等における指導上の留意点を示し、実施計画への指導助言を行うことで、子どもたちの安全に配慮した取組みの徹底を図った。 また、部活動休業日を週1日以上設定する取組みの徹底を図るとともに、部活動の活性化を図るため全中学校及び義務教育学校において、外部人材の活用を促進した。	
29	全校で作成された食に関する全体計画に基づき、給食指導と関連を図りながら、各校の目標に向けた食に関する指導が進められた。同時に、給食だよりや給食試食会の実施を通じて、食の大切さ等について保護者への理解促進を図った。	
30	全校に感染症の予防及び拡大防止のための手洗い・うがい等を行うよう徹底し、全国的にインフルエンザが流行した際に、再度、注意喚起を行うとともに、必要に応じて家庭用塩素系漂白剤・マスク・エプロン・使い捨て手袋を使用した結果、学校内での感染症の拡大を防ぐことができた。	

今後の方向性

- ◆新体力テストの結果等をもとに、各校における課題をこれまで以上に明確にした上で、課題に正対した具体的な取組みを踏まえた新たな「体力向上推進プラン」の策定について指導助言を行う。また、児童・生徒が意欲的に体育学習等に取組む態度を育むため、プロスポーツ団体等による出前授業の活用等、一層進めるとともに、地域人材の発掘、活用の推進に努める。
- ◆守口市教育研究会体育部会、学校栄養部会や養護部会等との連携を図りながら、各校で策定する「食に関する全体計画」、「食に関する年間指導計画」の検証・改善を行いつつ、創意工夫ある授業実践等を市内全体で共有する場を設け、その推進に努める。また、各校においては、学級懇談会等で取り扱うテーマ設定を工夫し、専門的知識を有する人材を招へいた講演会等を通して、保護者に対する教育的支援に努める。
- ◆ノロウイルス等の感染症拡大防止のため家庭用塩素系漂白材等、必要な消耗品の確保に努めるとともに、感染症予防のための手洗い・うがいの徹底を図る。また、麻しん（はしか）などの感染症が発生した場合には、関係機関と連携し、学校への注意喚起など適切な指導を行う。

参考となる図表及び注釈

28. 体力・運動能力、運動習慣の向上

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

体力合計点 (平均値)	小学校及び 義務教育学校（前期課程）		中学校及び 義務教育学校（後期課程）	
	男子	女子	男子	女子
平成 29 年度	52.58 点	54.27 点	39.96 点	46.41 点
平成 28 年度	52.34 点	54.40 点	39.69 点	46.95 点
平成 27 年度	52.07 点	54.27 点	39.72 点	45.43 点

部活動外部人材活用状況

	ソフト テニス	バドミ ントン	バレー ボール	卓球	野球	バスケット ボール	ラグビー	和楽器 その他	合計	前年度比
学校数 (校)	4	3	4	3	2	2	1	9		
指導者 (人)	7	4	9	3	2	3	1	20	49	1人減
活用時間 (時間)	1,231	631	2,278	280	474	420	148	1,190	6,652	375時間増

30. インフルエンザ様疾患による臨時休業の状況

	小学校及び 義務教育学校（前期課程）		中学校及び 義務教育学校（後期課程）		合 計	
	学校数	学年・学級数	学校数	学年・学級数	学校数	学年・学級数
学校休業	0校	—	0校	—	0校	—
学年休業	4校	6学年	4校	4学年	8校	10学年
学級休業	13校	64学級	3校	3学級	16校	67学級



重点項目 11	担当課	
11. 安全・安心な環境づくりの推進	学校教育課 保健給食課 総務課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の危機管理体制の充実 ・学校園の安全管理体制の確立及び地域と一体となった取組みの推進 		
教育委員会の取組み		評価
31 学校の危機管理体制の充実 （教育指導事業） 各校が作成する「防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」に対し指導助言を行い、より実効性あるものとなるよう継続的な検証・改善を行うとともに、避難訓練をはじめ児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を推進する。		○
32 学校園の安全管理体制の確立 （小学校運営事業，施設維持管理事業，教育指導事業，学校保健安全事業） 全校において、交通安全教室を実施し、児童の登下校の安全を確保するため、保護者や地域による見守りや通学路の危険な交差点等に誘導警備員を配置するとともに、不審者の情報提供があった際には、各学校等に注意喚起を行う。 また、専門医による「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用した講習会並びに食中毒の発生を防止するため、食品の衛生管理体制の徹底等に努める。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
31	全校において「学校防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」が作成され、授業時間以外の休み時間や下校時等の発災を想定した避難訓練や、保護者への引き渡し訓練が実施された。また、順次、教職員の救急インストラクター講習の受講を進め、資格を持つ教員が5名増加し計13名となり、危機管理体制の強化を図ることができた。	
32	全校において関係機関と連携し交通安全教室が実施され、児童・生徒の危機管理意識の向上を図るとともに、児童の登下校にあたっては、保護者・地域による見守り活動や学校安全対策事業（※35）、放課後下校時警備配置事業（※36）を実施することにより、安全確保に努めた。加えて、青色防犯パトロール活動に対する助成拡大を行い、地域による児童・生徒の安全見守り体制の構築に寄与した結果、見守り活動中での不審者等による被害はなかった。 不審者の情報提供があった際には、迅速に市立学校等への注意喚起を行い、各校において、ミマモルメ（※37）等の情報発信ツールで保護者や地域への情報提供を行った。 食の安全管理体制においては、食物アレルギー疾患を有する児童に適切な対応が行えるよう、教職員対象に研修会を実施するとともに、食中毒防止のため、保健所による委託業者への衛生講習会を実施し、食品の衛生管理体制の徹底等に努めた。	

今後の方向性

- ◆ 予期せぬ災害が発生した際に迅速かつ適切に対応できるよう、防災マニュアル等の作成上の留意点を示し継続的な検証・改善を行うとともに、避難訓練などを通じた児童・生徒への防災教育の推進に努めるなど、危機管理体制の充実に取り組んでいく。消防署や警察署等の関係機関と連携した児童・生徒への出前授業や教職員への救急救命法実技講習会の開催などを行うとともに、教職員の救急インストラクター講習受講を進める。
- ◆ 関係機関の協力のもと、交通安全教室を全校で実施していくとともに、学校・PTA及び地域と連携し、危険箇所の見直しを行いながら、通学路における児童の安全確保に努める。また、地域ボランティアの高齢化等の課題を踏まえ見守り隊ネットワーク会議との連携を行うなど、登下校時の児童の安全対策の充実に努める。
- ◆ 学校現場において、「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用し、アレルギー疾患を有する児童・生徒が安心して学校生活をおくれるよう、教職員への周知の徹底を図る。

参考となる図表及び注釈

31. 学校の危機管理体制の充実

不審者情報提供状況

	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	37 件	18 件
平成 28 年度	33 件	17 件
平成 27 年度	36 件	22 件

32. 学校園の安全管理体制の確立

交通安全教室実施状況（小学校及び義務教育学校対象）

	春の歩行訓練教室	秋の自転車安全走行教室
平成 29 年度	16 / 16 校	16 / 16 校
平成 28 年度	16 / 16 校	16 / 16 校
平成 27 年度	17 / 17 校	17 / 17 校

自転車の安全教室実施状況（中学校対象）

	実施校数
平成 29 年度	7 / 7 校
平成 28 年度	5 / 7 校
平成 27 年度	1 / 7 校

教職員対象のエピペン講習会参加状況

	実施回数	小学校及び 義務教育学校（前期課程）	中学校及び 義務教育学校（後期課程）
平成 29 年度	3 回	247 名	33 名
平成 28 年度	2 回	63 名	65 名
平成 27 年度	2 回	82 名	38 名

※35【学校安全対策事業】：全小学校及び義務教育学校にて実施。下校時における校門付近の安全を確保するため、有人による警備を行っている。

※36【放課後下校時警備配置事業】：各小学校区及び義務教育学校区における下校時の交差点付近の交通誘導を行い、児童の安全を確保する。

※37【ミマモルメ】：全小学校及び義務教育学校にて希望者が加入できる民間のサービス。児童の登下校時間や、緊急メールを保護者へ配信する。



小学校交通安全教室の様子

《学校教育分野 基本方針3に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇健康・体力づくりについては、自分の身体をコントロールする力や身体機能を高めることを意図した授業づくりが必要であるとともに、今までできなかったことができるようになる等、自分の身体の変化について自分の言葉でまとめ、伝えていく授業づくりが必要である。

- ◇部活動については、将来的に外部人材が担っていくという方向性が示されている中で、外部の指導者に対しては、学校教育への指導に関する理解及びパワハラ等の諸問題に対する環境整備があわせて必要となる。

- ◇食育については、食の自己管理・食習慣の定着が子どもたちに求められている。それらを支える栄養教諭の役割が大きくなっているため、栄養教諭の食育等のプラン作成責任者及び食のエキスパートとしての位置づけを校長に再認識してもらうことが必要である。

- ◇アレルギー対策については、アレルギーを避けることに加えて事案が発生したときの対応力が重要になってくるので、教職員のエピペン講習会の参加者が増えてきたことは評価できる。

- ◇近年、学校の危機状況は多様化しており、想定できないことが現実にかかる可能性がある。この危機に対しては、従来型の安全対策では対応しきれない部分もある。様々な危機に対応できるよう教育委員会が危機対策の全体像を示した上で各学校が年次計画を立て、訓練等具体的な機会を充実させる必要がある。



学校教育 基本方針 4	学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～
方針目標	<p>学校園は、家庭や地域と連携した教育活動を進めるために学校を公開し、学校評価や学校評議員制度を活用して、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校経営に反映します。校園長は、今日的課題に対応した教育の研究・実践を進めるとともに、教職員の資質の向上に努め、学校力を高めます。</p> <p>全中学校区において、義務教育9年間を見通した教育目標を掲げ、一貫性のある教育活動に取り組めます。その中で、本市の小中一貫教育の推進役となる施設一体型の義務教育学校さつき学園を開校したことから、その成果を検証し、他の学校に発信していきます。</p> <p>他方、地域によっては少子化の進行により、学校の小規模化が教育環境に大きく影響を及ぼすことから、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、子どもたちが多様なものの見方や考え方を身につけ、切磋琢磨しながら集団活動を適切に行えるよう学校規模の適正化を図ります。</p>
重点項目	<p>12. 学校経営の改善 59</p> <p>13. 教職員の資質向上・研修の充実 63</p> <p>14. 教育環境の充実 67</p>

(評価の目安)

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	13
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取組めなかったもの	0

重点項目 12	担当課	
12. 学校経営の改善	学校教育課 教育センター 総務課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標や経営方針及び個別課題に対する明確なビジョンと具体的方策の「学校教育計画」への明記 ・家庭・地域と連携した、より具体的な学校経営の展開 ・成果と課題、課題解決の方策を明らかにした、R-PDCA サイクルによる学校経営の改善 		
教育委員会の取組み		評価
33 校園長の指導力の向上 （教職員研修事業） 校長会の開催及び指導主事の園長会の出席により、学校教育の推進にかかる留意点、事象への迅速な対応等を指示伝達するとともに、管理職が各校での課題や成果などを共有する場での指導・助言を行う。		○
34 家庭・地域との連携 （教育指導事業） 保護者・地域等へ、学校便りやホームページ等による学校情報の発信等を行いながら、学校支援地域本部（※38）等を活用し連携を図っていく。		○
35 学校の組織力の向上 （教育指導事業，支援教育推進事業等） 学校評価の内容が、教職員で共有されるよう指導する。また、首席（※39）・指導教諭（※40）を活用し、ミドルリーダーを育成できるよう、指導主事の計画訪問等によるヒアリングを行い、それらの内容を基に、各校の課題解決に向けての人事配置を行う。さらに、学校における各種教育の担当者を対象とした研修や会議を開催し育成を図る。		○
36 小中一貫教育の推進 （教育指導事業） 教育フォーラムの開催や「守口市小中一貫教育推進のてびき」（※41）を活用し、小中一貫教育についての学校・家庭・地域の共通理解を図り、全中学校区において小中一貫教育を推進する。		○
37 学校事務の効率化 （学校運営事業） 学校事務の効率化を図るため、学校事務共同実施（※42）の推進を図る。また、全教職員に配備されている校務用パソコンの有効活用が図れるよう、環境整備に努める。		○
38 国旗・国歌の指導 （教育指導事業） 国旗・国歌の指導が学習指導要領に基づき、適正に行われるよう指導する。		○
39 多様な人材の活用 （連携協定事業） 連携協力に関する協定書を締結している各大学及び市民団体等の協力を得て、各市立学校園に多様な人材を派遣する。また、企業やNPO 法人と協力し、授業が充実したものになるよう出前授業や人材の情報共有を行う。		○

評価の根拠	
○の根拠について	
33	毎月開催の校長会で喫緊の教育課題についての情報提供や指示伝達を行うとともに、管理職研修会において小中一貫教育や英語教育等の情報提供及び指導助言を行い、校長の指導力向上を図った。また、校長がリーダーシップを発揮し学校運営を行えるよう、すべての校長に対しそれぞれの目標設定等にかかる指導助言を行い、資質向上に努めた。
34	全校において学校ホームページや学校便り等での情報発信が行われるとともに、学校支援地域本部と連携しつつ、環境整備や登下校時の児童の見守り等の取組みを進めた。 また、学校ホームページをスムーズに更新させるため、広報広聴課と連携し、ホームページ作成研修を行うなど情報発信の充実に向けた支援を行った。
35	学力向上推進教員会議や支援教育コーディネーター研修等を開催し、同じ分掌である担当教員間の情報共有及び意見交流を行い、各校の取組みに活かすことができた。また、全校に年4回指導主事の計画訪問を実施し、各校の状況把握、指導助言に努めることにより、ミドルリーダーの育成、組織力の向上につなげた。
36	各中学校区で定期的に小中一貫教育の担当者会議を開催しながら、合同授業研究や合同研修を実施するとともに、中学校体験や合同清掃活動等の児童・生徒間の交流が進められた。校区によっては、合同ケース会議の開催や合同教材研究の実施など、工夫された取組みが行われた。また、小中一貫教育の推進役であるさつき学園の取組みや成果を発信し、各中学校区の取組みの充実に努めた。
37	学校事務支援センター ^(※43) を核として、市教育委員会、学校の連携を図り、定期的な会議や研修を開催し、学校事務共同実施の確立を図ることができた。また、校務用パソコンを活用しての伝達が行われるなど、事務の効率化が進んだ。今後のより一層の効率化に向け、学校共同事務室の研究にも取り組んだ。
38	各校において、社会科や音楽科等の学習を関連させながら、入学式・卒業式において、学習指導要領に基づき、適正に国旗掲揚及び国歌斉唱が行われた。
39	協定大学や企業、市民団体等による出前授業や授業支援を学校で活用してもらうために、適宜情報提供を行い、各校で複数の外部団体による授業支援が行われた。

今後の方向性

- ◆校内分掌で位置づけられた各校の担当教職員を対象とした研修や担当者会議の計画的・継続的な開催、指導主事による学校訪問や担当事業などのヒアリングにおいて、校内体制における担当教員の位置づけ等を明らかにし、ミドルリーダーの育成を図りつつ、学校の組織力の向上に取り組んでいく。
- ◆各校において、より工夫した教育活動が進められるよう、学校支援地域本部による支援活動の活性化を図るため、ボランティア募集のチラシやポスターの作成を行うとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する「地域学校協働本部」への発展に向けた研究を行う。
- ◆学校事務支援センターや学校との連携を図りながら、各中学校区における学校事務共同実施や事務職員の学校運営への参画の具体的な取組みを共有するとともに、校務用パソコンの活用を促進させる環境整備を行い、学校経営の改善に努めていく。
- ◆小中一貫教育の更なる充実に向け、さつき学園における、前期・後期課程の教職員が一体となった指導や、コミュニティ・スクール^(※44)設置における成果を検証しつつ、校長会等を通して引き続き発信していく。
- ◆ホームページについて、どの学校もスムーズに更新し、積極的に情報発信が行われるよう学校教育情報化コーディネータによる技術支援を行う。
- ◆学校のニーズに応じた外部団体との連携を継続し、授業の充実に努めるとともに、その活用効果を各校に情報提供していく。

参考となる図表及び注釈

「学校経営の改善」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学校支援コーディネータ	全校	学校のニーズを受け、そのニーズに応じた地域ボランティアを派遣する等の学校支援を行う。 (市費有償ボランティア)	29名
地域ボランティア	全校	登下校時の見守り、放課後等の学習支援、本の読み聞かせや蔵書整理、花壇の整備等の学校支援を行う。	約7,000名

※38【学校支援地域本部】：学校からの要望に応じてコーディネータが学校に地域ボランティアを派遣する等の学校支援活動を行う仕組み。登下校時の児童の見守り、長休時や昼休みの図書館開放や読み聞かせ、花壇や樹木などの環境整備等の活動を実施。

※39【首席】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

※40【指導教諭】：学校に配置され、校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研究支援、地域連携の職責を担う。小・中学校は平成19年度から配置。

※41【守口市小中一貫教育推進のてびき】：平成24年4月に策定した「守口市における小中一貫教育の基本的な考え方」に基づき、各中学校区がそれぞれに特色ある小中一貫教育を進めていくために活用できるよう作成した冊子。

※42【学校事務共同実施】：守口市立学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、学校事務における処理体制を効率化する。

※43【学校事務支援センター】：各中学校区ブロック及び個々の学校での学校事務の効率化や、職員の技能向上のための研修を企画するなど、市全体の円滑な事務が行えるよう支援、指導、助言等を行う（平成21年度より第一中学校内に設置）。

※44【コミュニティ・スクール】：「学校運営協議会」を設置している学校。「学校運営協議会」は、法律に基づく制度で、校長が作成する学校運営の基本方針の承認等の権限を有する。

重点項目 13	担当課	
13. 教職員の資質向上・研修の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質向上 ・研究授業の充実等、校内研修体制づくりの充実 		
教育委員会の取組み	評価	
40 教職員の資質向上と法令の遵守 （教職員研修事業） 複雑・多様化する教育課題に対応するために教職員に求められる資質の向上を図るため、教職員研修の実施や校長会・担当者会議等において情報提供を行う。また、教職員の服務に関する研修を新規採用教員や講師を対象に実施するとともに、校長会で校内研修の実施を指示し実施状況の把握を行いつつ、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。	○	
41 教職員の指導力向上 （教職員研修事業） 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、新たな「特別の教科 道徳」、「小学校外国語」、「プログラミング教育」の実施など、新学習指導要領への移行が円滑に図られるよう、新学習指導要領改訂のポイント等の周知徹底を図るとともに、教材研究や指導方法等についての研修を実施する。また、評価・育成システムが有効に活用できるよう校長会で詳細説明を行うとともに、指導が不適切な教員等を早期に把握し指導力の改善を行う。	○	
42 教職員研修の充実 （教育研究・研修事業） 複雑・多様化する教育課題や、新学習指導要領の改訂のポイント、経験年数の少ない教員の授業力向上など、課題に対応した教職員研修を開催する。また、各校で実施される校内研修に、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
40	いじめ対応、支援教育等にかかる校内体制づくりや、教育相談スキル、防災教育など、多様な教育課題をテーマとした教職員研修の実施や最新の情報提供を適宜行い、教職員の資質向上に努めた。また、全校において定期的な服務研修が実施され防止につなげることができた。	
41	北河内各市と連携し新学習指導要領の説明会を開催するとともに、移行期間における指導上の留意点や新たな教科等の年間指導計画案の提示、具体的な指導方法を示す模擬授業形式の研修の実施などを行い、教職員の指導力向上に努めた。また、指導力に課題のある教員に対して、学校と教育委員会が連携し継続的な指導を行い、当該教員の指導力の改善に努めた。	

42	<p>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、「特別の教科 道徳」、小学校外国語、プログラミング教育、虐待、不登校、防災教育等の教育課題にかかる研修、キャリアステージに応じた研修、府外への学校視察を含めた授業改善のための研修を行い、約 2600 名が参加した。また、各校での校内研修に研修講師やオブザーバーとして指導主事を派遣し、指導助言した。</p> <p>その結果、他の教職員と共有を図ることにより、新学習指導要領の円滑な実施にむけた準備や授業改善が進められるとともに、経験年数の少ない教員の授業力の向上にもつなげた。</p>
<p>今後の方向性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 予測困難な社会を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成するために求められる教職員の資質、指導力の向上を図るため、新学習指導要領の実施に向けた研修や複雑・多様化する教育課題に対応した研修を行う。 ◆ 毎月の校長会で懲戒処分事例を提示する等、日々の服務管理の徹底を図るとともに、冊子「不祥事予防に向けて」などを活用した校内研修を今後とも繰り返し実施していくよう指導していく。 ◆ 評価・育成システムについては、その目的である教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動等の充実及び学校の活性化につなげるよう校長に対し指導する。 ◆ 指導の不適切な教員については、学校と連携を密にし、早期改善に向けた支援と指導を行っていく。 ◆ 保護者・生徒へ授業アンケートを実施し、その結果を校長は教員の育成に活用し、結果として守口市立学校の教員の授業力の向上につなげる。 ◆ 学校訪問等により各校の状況を把握し、各校に応じた校内研修の支援を行うとともに、キャリアステージに応じた教員研修を行い、1年目、2年目、3年目、5年目、10年目の教員に対して、府と連携しながら、研修を実施する。 ◆ 各校では児童・生徒主体の授業が中心に行われているところであり、市教委としても研修内容の一層の充実のため、ニーズの把握と検証に努める。 	

参考となる図表及び注釈

学校教育課主催の研修・研究協議会

研修名	対象	目的	開催回数	参加人数
人権教育関係研修	校内で人権教育を中心に担う者	人権教育の現状と課題及び取組みについて認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考える	3回	70人
支援教育関係研修	校内で支援教育を中心に担う者	支援教育に関する実践力の向上を図る	10回	799人
生徒指導研修	校内で生徒指導を中心に担う者	適切な指導方法など対応力の向上を図る	3回	75人
教育課程研究協議会	校内で教育課程を中心に担う者	小中義務教育学校の教育課程編成及び実施上の課題について研究協議を行い、小中義務教育学校教育の改善・充実を図る	4回	192人
道徳教育研修	校内で道徳教育を中心に担う者	道徳教育に関する実践力の向上を図る	3回	75人

教育センター主催の課題やキャリアステージに応じた研修

研修名		対象	目的	開催回数	対象人数
教職 研修 カ レ ッ ジ	授業づくり	教職員	子ども主体の授業づくりの推進と、授業力向上を図る	夏季 20 回 冬季 7 回	841 人 250 人
	集団づくり		子ども理解や、学級経営等について向上を図る		
	教育相談		児童・生徒理解や保護者との関わり方など教育相談に関するスキル向上を図る		
	情報教育		ICT を効果的に活用した授業づくりの推進、情報活用能力の向上を図る		
	防災教育等今日的課題		教職員の資質向上を図る		
授業改善推進研修		学校の中核となる教員	学校視察等の研修を実施することで各学校の校内研究体制のさらなる充実と教員の授業改善を図る	5 回	150 人
3 年目研修		3 年目教員	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る	1 回	32 人
講師研修		初めて講師となる者および経験およそ 5 年以内の講師で校長が推薦する者	指導力向上を図る	2 回	47 人
学校事務職員研修		学校事務職員	給与事務や生活保護等、現在の課題について学ぶ	3 回	37 人

教育センター主催の法定研修

研修名	対象	目的	開催回数	対象人数
初任者・新規採用者研修	初任者・新規採用者	実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる	7 回	23 人
2 年次研修	2 年目教員	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得さ	5 回	13 人
5 年次研修	5 年目教員	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る	2 回	37 人
10 年経験者研修	10 年経験者	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る	2 回	31 人

重点項目 14	担当課	
14. 教育環境の充実	学校管理課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合校の開校及び新校舎の供用に向けた取組みの推進 ・ さくら小学校の統合に向けた取組み ・ 学校規模適正化の検討 		
教育委員会の取組み	評価	
43 統合校の開校及び新校舎の供用に向けた取組みの推進 （施設整備・建設事業） 平成 30 年 4 月において開校を予定している寺方南小学校及び新校舎の落成を予定しているよつば小学校の新築工事に係る進捗管理を行うとともに、備品購入や引越業務等の具体的な取組みを進める。	○	
44 さくら小学校の統合に向けた取組み （施設整備・建設事業） 平成 30 年 4 月の三郷小学校と橋波小学校の統合校であるさくら小学校の開校に向け、校章・校歌の作成や仮校舎への引越業務、備品購入などの準備を進める。また、新校舎の設計に係るワークショップ（※45）や地域住民説明会の開催などを行い、設計業者との調整を重ねながら、完了に向けた取組みを進める。	○	
45 学校規模適正化の検討 （学校規模適正化事業） 平成 24 年 3 月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」において掲げた統合については一定の目途がたったものの、今後も小・中学校のより良い教育環境づくりを進めるため、児童生徒数の推移はもとより、施設の老朽化に着目するとともに、学校の適正配置や大規模化への対応、さらには小中一貫教育を一層推進する観点から、当基本方針の改訂に取組む。	○	
評価の根拠		
○の根拠について		
43	寺方南小学校及びよつば小学校の新築工事については、工事監理業者及び施工業者との定期的な打ち合わせを実施しながら進捗管理に努めるとともに、備品の購入や引越業務など、平成 30 年 4 月供用開始に向けた準備業務を進め、新校舎における教育活動の開始に至った。	
44	さくら小学校統合校連絡会の事務局として、校章・校歌の作成事務の他、学校間の調整を図りながら、備品の購入や引越業務を行った。また、新校舎設計に係るワークショップを複数回開催し、統合校連絡会の各委員や教職員からの意見を新校舎の設計へ反映させるよう調整を図るとともに、地域住民説明会を開催し、地域の方への周知にも努めた。	

45	<p>平成 24 年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に掲げる5つの統合を除く既存校について、より良い教育環境づくりをさらに進めるため、児童生徒数の推移はもとより、学校施設の老朽化に着目するとともに、学校の適正配置や大規模化への対応、さらには小中一貫教育を一層推進する観点を盛り込んだ基本方針改訂版(案)の検討を行った。あわせて、統合予定校以外の学校については、一定の築年数を経過した学校を対象に老朽化の状況を見極め、長寿命化改修^(※46)の手法による教育環境整備と教育諸条件を改善するものとして、特別教室の空調整備と学校トイレの改修を含めた学校施設整備計画(案)も検討し、市長部局との調整後、市議会への説明を行った。</p>
<p>今後の方向性</p>	
<p>◆ 今後の施設の整備については、これまで頂いた意見を踏まえ、「守口市学校規模等適正化基本方針」の改訂版(案)及び「学校施設整備計画」(案)について、子どもたちにとってより良い教育環境を整える視点から、さらに検討を進める。</p>	
<p>参考となる図表及び注釈</p>	
<p>※45【新校舎設計に係るワークショップ】：新校舎の設計においては、学校が子どもたちの豊かな学びと成長の場としての役割にとどまらず、地域活動や地域防災の拠点としての機能も併せ持つものとなるよう、統合予定校の教職員が教育活動を考えて話し合う「教職員連絡会ワークショップ」と、統合校連絡会の委員が学校と地域との連携の観点で意見を出しあう「統合校連絡会ワークショップ」で意見を抽出し、設計へ反映する目的で行われるもの。さくら小学校の設計においては、当ワークショップを合計7回開催した。</p>	
<p>※46【長寿命化改修】：老朽化が進んだ建物を単に建設当初の状態に戻す目的で補修する大規模修繕(改修)とは異なり、既存校舎の構造躯体(柱、梁、基礎等)を残し、給排水などの建物設備を更新したうえで、施設の機能や性能を向上させるための整備をあわせて行うことにより、安全・安心な施設環境を確保することはもとより、建物の機能や性能を高め、教育環境の質的向上も含めた改修を行うもの。</p>	



鳥瞰イメージ

守口市立寺方南小学校の外観



守口市立よつば小学校の外観

《学校教育分野 基本方針4に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇文部科学省が都道府県において作成するよう求めた教員育成指標について、平成30年3月、大阪府は教員等育成指標及び研修計画を策定した。今後はこれをふまえた守口市の教員研修計画を作成していくことが求められている。
- ◇ミドルリーダーや初任者の教員の育成は喫緊の課題であるが、守口市においてはこの課題について既に取り組んでいるので評価できる。
- ◇教育環境の充実については、少子化に伴う対応ができていることは評価できる。



社会教育 基本方針 5	生涯学べる社会をつくる ～生きがいのある地域社会の実現～
方針目標	少子高齢化が進み、時代が大きく変化していく中で、社会に参画できる機会と情報を提供し、市民一人ひとりが生きがいを見出し、豊かな心を育み、生きがいの持てる環境づくりに努めます。
重点項目	15. 社会教育の振興 ----- 73

(評価の目安)

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	4
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取組めなかったもの	0

重点項目 15	担当課	
15. 社会教育の振興	コミュニティ推進課 生涯学習課 スポーツ・青少年課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・市と一体となり、市民の学習意欲を促す取組みの推進 ・文化・芸術活動の支援 ・社会教育における成人基礎学習や青少年健全育成活動の支援 ・文化財を保存・活用するための調査・研究の推進 ・地域のきずなづくり及び地域の教育力の向上への支援 		
教育委員会の取組み		評価
46 子ども読書活動の推進を含めた学習機会の提供 (子ども読書活動推進事業, 講座開催事業, 地区コミュニティセンター運営事業) 市民のライフステージに応じた講座・教室を、生涯学習情報センターやコミュニティセンター等において開催し、市民のニーズに合った学習機会の提供に努めるとともに、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づき、市内の保育所・幼稚園等において絵本の「おはなし会」等を開催する。		○
47 青少年健全育成活動の支援 (青少年団体活動助成事業) 市内において、青少年の健全育成活動に取り組む諸団体に対して、特定の団体に偏らずそれぞれの活動に対する支援を行い、更なる活動の促進を図る。		○
48 文化・芸術活動の支援 (文化行事開催事業, 現代南画管理運営事業) 市民の自主的なグループ・団体による文化活動に対し、事業支援を行うとともに、市内の文化・芸術団体等と連携・協働しながら、市美術展覧会等の事業を展開していく。		○
49 文化財の保存と活用 (旧中西家住宅管理運営事業, 文化財保護事業) 市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財展や講座を開催するほか、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においても、四季折々のイベントを開催することにより、文化財としての価値を高める方策に努める。また、市内外に向け、本市に残る文化財の魅力や情報の発信に努める。		○

評価の根拠

○の根拠について

46	<p>講座・教室については、重点的な内容にし、生涯学習情報センター、コミュニティセンター及び庁舎会議室等において開催した。また開催にあたっては、親学びの会など自主活動団体との連携を図るとともに、多くの方に参加していただけるよう広報活動にも励んだ結果、講座回数は昨年度112回から49回に減少したものの807人の参加があり、1回の講座参加人数割合は4.7人の増加となった。</p> <p>子どもの読書活動の推進については、市内の保育所・児童センターで毎月1回、児童クラブで8回、年間合計32回の絵本の「おはなし会」を開催するとともに、より多くの親子に本に対して興味をもってもらえるよう、楽しみながら親しみやすい内容の絵本ミュージカル・コンサートや絵本作家講演会を開催し、昨年度より参加者約20名の増加となった。また、絵本の読み手ボランティアを対象とした講座を開催し、絵本や手あそびの知識を深めていただき、仲間とともにモチベーションを高めていただくことで、子どもが本に触れる場をより多く提供できた。</p>
47	<p>自主運営を原則として、青少年(18歳未満の者。)の健全育成活動に取り組んでいる団体に対し、事業支援を行うことに改めたところ、12団体からの利用申請があり活動の促進を図ることができた。</p>
48	<p>市広報誌・ホームページや、守口文化センターと生涯学習情報センターのイベント情報誌「情show 気流」等を通じ、市民や各文化・芸術団体に対し情報提供を行った。</p> <p>市役所本庁舎において市総合美術協会との共催による「第61回守口市美術展覧会」では、市内外から288点の応募があり、その中の172点が入選し、展示を行った。広報活動については、FM HANAKO や庁舎内放送での案内呼びかけを行った結果、1,149人(台風のため4日間を3日間に変更)の方にご来場いただいたが、3年間で年々出品数及び来場者が減少している為、増加に繋がる広報活動等が必要である。</p> <p>生涯学習情報センター4階イベントホールで開催した「日本南画院大作展」では、現代南画の第一線で活躍されている方の作品20点を展示し、広報活動等を行い周知に努めたが、入場者数は4日間で昨年より19名減少した。</p> <p>市役所の1階の壁面に現代南画作品を10点展示し、市役所本庁舎においても洗練された芸術作品の魅力を身近に感じていただけるようにしている。</p>
49	<p>「文化財を活かしたまちづくり」をテーマに市民文化財講座を開催するとともに、子どもたちに文化財に親しんでいただくため、夏休み期間に埴輪のストラップを作る体験講座を実施した。また、「人と水の歴史～守口の水利～」をテーマに「守口の水利」の移り変わりを伝える文化財展や、同テーマで史料を読み解く古文書講座を開催し、現存する貴重な文化財の重要性について、市民の方に再認識していただく機会となった。</p> <p>もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においては、四季折々に関連する伝統行事等のイベントや企画展について、新規事業を数多く取り入れ定員または定員以上の来館者となり、毎月1回のペースでのイベントを通じ、市民の文化財愛護意識を高め、さらなる文化財の価値を高めることに努めた。</p>

今後の方向性

- ◆重点的な内容の講座・教室を開催し、実施にあたっては各ボランティア団体等との連携を図ることや活動場所の提供等を行うとともに、多くの方に参加していただけるよう広報活動にも引き続き励んでいく。子ども読書活動の推進についても、平成30年度に「守口市子ども読書活動推進計画」の次期計画の策定に取り組むとともに、子どもが読書の楽しさに気づききっかけをつくり、子どもが自ら進んで本を読みたくなるような環境整備の強化に努める。
- ◆多様化が進む青少年関係団体への実施事業に対して引き続き支援を行う。
- ◆「市美術展覧会」や「日本南画院大作展」を通じ、市民に文化・芸術に接する機会を提供するとともに、文化・芸術関係団体に対して、活動支援や連携、協働による文化・芸術の推進に努める。また、「市美術展覧会」や「日本南画院大作展」に関しては、出品数や入場者数の増加に繋がるよう工夫を凝らし、広報活動等を強化していく。
- ◆現代南画の普及・促進のため、市役所本庁舎や生涯学習情報センターなどの公共施設等において、現代南画作品の展示を引き続き行う。
- ◆「大枝中村家文書」の調査をし、守口市指定文化財として指定することにより、さらなる文化財の保存と活用に努めるとともに、市指定文化財の普及啓発を図る。また、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」で開催している事業の内容を更に見直し、事業を開催することにより、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」の魅力発信に努める。

参考となる図表及び注釈

48. 展示会での出品・出展数等

①市美術展覧会（開催期間は4日間）

	出品数（点）	入選数（点）	入場者数（人）	会場
平成29年度	288	172	1,149	市役所本庁舎
平成28年度	315	170	1,322	〃
平成27年度	342	228	1,529	生涯学習情報センター

※平成29年度においては、台風のため3日間の開催期間となった。

②日本南画院大作展

	展示数（点）	入場者数（人）	会場
平成29年度	20	112	生涯学習情報センター
平成28年度	20	131	〃
平成27年度	20	92	〃

49. もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

【年間来館者】

（単位：人）

年度	個人				団体				無料（減免）				合計
	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	障がい者	学校関係	その他	小計	
H29	1,108	60	17	1,185	88	0	0	88	13	775	420	1,208	2,481
H28	1,241	127	48	1,416	111	0	0	111	18	832	214	1,064	2,591
H27	1,450	116	7	1,573	74	0	0	74	23	263	334	620	2,267

《社会教育分野 基本方針5に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇子どもたちの読書活動を充実させるために、学校図書館と生涯学習情報センターの連携が継続・充実するような事業を行っていただきたい。

- ◇守口市においては、市立図書館の設置に向け動いていると伺った。社会教育をより振興させるため、守口市にふさわしい、他市に比べて遜色のない図書館づくりを行うよう期待する。

《点検・評価全体に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇現代社会がめまぐるしい変化を迎えている中で、教育問題の課題も山積している。
この点検・評価のシステムは、教育委員会事務局が中心となり、守口市の教育行政を自分達で点検・評価することで成果や課題を見つけ、課題については、改善を行い、住民への説明責任を果たしていくということが本来の目的である。
- ◇本報告書は、教育委員会の点検・評価という観点から、教育大綱及び守口市が目指す教育の全体像を掲載している点は評価できる。
- ◇点検・評価のシステムについては、全体のフォーマットが定着してきていることに加えて、評価の根拠を明示し、図表や注釈も充実していることから、分かりやすく読みやすい点が評価できる。また、各基本方針の前に評価の目安・結果を新たに記載するなど、読み手により分かりやすい工夫をされたことも評価できる。今後は、取組みの部分に具体的な到達目標の記載をするなど、さらに読み手に分かりやすい工夫を検討されたい。
- ◇学校教育においては、転換期を迎えているが、本報告書においてはその観点が希薄であることから、①新教育課程編成の充実、②主体的な深い学びが身につけられるような教員の指導力向上、③チーム学校としての組織マネジメント力、④教員育成指標に基づいたこれからの教員像、またそれにふさわしい研修計画、⑤地域と学校がパートナーとなるような仕組みづくりについて記載するよう検討されたい。

守口市教育委員会の点検評価に関する報告書の評価結果

(評価の目安)

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	0
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	48
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	1
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取組みなかったもの	0